

9月13日（水）

令和 5 年 9 月 13 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	(同)
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 い っ と く	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	(同)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党、日高陽一です。9月定例会に当たりまして、議長より許可を得ましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。

さて、この1月、河野県政4期目がスタートして、はや8か月がたとうとしております。

これまでを振り返りますと「現場主義」「対話と協働」を基本姿勢に、口蹄疫や新燃岳からの復興、そして近年は、困難な調整や決断を余儀なくされた新型コロナウイルスの対応や、その後のコロナ禍、物価高騰からの宮崎再生に真正面から取り組まれまして、堅実な県政運営に対する県民の期待は高いものがあります。

しかしながら、国内外で先行きの不透明感が増大している時代にあって、県政のかじ取り役である知事には、喫緊の課題への的確な対応はもちろん、将来を見据えて県民に夢や希望を与え、郷土への誇りを取り戻せるような施策、メッセージを打ち出すことも必要であります。

昨年末、元職との激しい選挙戦を通じて、知事は、「将来に希望を持てる県にしてほしい」という県民の強い願いや期待を肌身に感じたとおっしゃっておりました。

私は、このような県民の思いに応えるべく、4期目の目玉政策として、全国に誇る本県の強みを生かし、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野で日本一に挑戦するプロジェクトを、さきの6月議会で打ち出されたものと受け止めております。

そこで、この「3つの日本一挑戦プロジェクト」の具体化に向けた知事の思いを伺います。

また、本日は、子供政策と観光政策に関する質問を通告しております。これらの質問に先立ち、子ども・若者プロジェクトとスポーツ観光プロジェクトについて、目指す姿とそれを実現するための取組を、福祉保健部長、そして商工観光労働部長にお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。日本一挑戦プロジェクトについてであります。

御指摘のとおり、このプロジェクトは、宮崎再生を成し遂げるとともに、本県の強みを生かして、県政を次なる飛躍へと導くことが皆様の期待に応えることになるという思いから、今年度に入って検討を指示したものであります。

まず、子ども・若者の分野では、県と市町村が一丸となって子育て環境を整備し、合計特殊出生率で日本一を目指すなど、日本一子供を生み育てやすい県づくりに挑戦することで、喫緊の課題であります人口減少の抑制にもつなげてまいります。

また、グリーン成長分野では、豊富な森林資源を守り、生かすという観点から、再造林率日本一への挑戦を核としまして、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を図ってまいります。

さらに、スポーツ観光分野では、「スポーツランドみやぎ」を世界基準へと進化させ、野球・サッカーなどのプロチームのキャンプ数を日本一とするなど、スポーツ環境日本一を目指すことで、地域経済の活性化や観光振興にもつなげてまいります。

現在、来年度予算におきまして、これまでの枠にとらわれない本県独自の施策を構築すべく、私も議論を主導しながら、具体的な事業等を検討しているところであります。

この任期中に、しっかりと成果を出し、本県の新たな未来を切り開くため、日本一という高い目標の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（川北正文君）〔登壇〕 お答えします。子ども・若者プロジェクトについてであります。

子ども・若者プロジェクトでは、「日本一生み育てやすい県」の実現を目指し、現在検討を進めているところであります。

主な取組としては、新型コロナ等の影響により婚姻数が大きく落ち込んでいることから、出会いや結婚支援の充実・強化を図るとともに、出生数の回復に向けて、特に第2子以降の希望を後押しする施策等を構築することとしております。

あわせて、様々な環境にある子供の学びを支え、安心して子育てができる教育環境を整備することで、子ども・若者政策の好循環を創出することとしております。

これらの取組により、合計特殊出生率で日本一を目指すなど、希望どおりに家族を持つことができ、子育てを楽しみと感じられる宮崎づくりを進めてまいります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）〔登壇〕

お答えします。スポーツ観光プロジェクトについてであります。

本県の強みである恵まれたスポーツ環境や、これまで培ってきたキャンプ受入れのノウハウなどを進化させ、より多くの国内外代表チームのキャンプや国際大会等が実施されるよう、「スポーツ環境日本一」を目指しております。

プロジェクトの主な取組といたしましては、キャンプ・合宿や大会を誘致するための体制強化をはじめ、スポーツ施設の戦略的・計画的な整備や市町村との連携強化を柱に、各施策を構築してまいります。

これらの取組により、プロチームのキャンプ数を日本一とするなど、「スポーツランドみやぎ」のブランド力の向上はもとより、地域経済の活性化や観光振興などの好循環を創出してまいります。〔降壇〕

○日高陽一議員 今回、日本一という高い目標に挑戦するという事で、多くの県民が期待していると思います。河野知事におかれましては、これまでの3期の経験と実績を生かしながら、このプロジェクトの先頭に立って取り組み、そしてしっかりと目に見える成果を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、子供政策に関する質問を進めてまいります。

まず、国の次元の異なる少子化対策についてであります。

この問題については、私も2月議会において取り上げました。また、6月議会においても、ほかの議員が取り上げたところではありますが、それだけ関心が高く、皆さん強い危機感を持っているのだと思います。

国においては、少子化は我が国が直面する最

大の危機であり、2030年までが今の少子化傾向を反転させるラストチャンスであるとしております。児童手当の拡充といった今後3年間で取り組む具体的な施策のほか、2030年代初頭までの子供予算倍増に向けた方向性を示した「こども未来戦略方針」を今年の6月に公表したところであります。

現在、戦略方針の具体化に向けた検討が進められているところでありますが、そこで、「こども未来戦略方針」について、知事はどのように評価しているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この少子化対策は、本県が持続的に発展していく上で、また我が国の今後の国力を考える上でも極めて重要かつ待ったなしの課題でありまして、私も強い危機感を持っております。

このような中、国の「こども未来戦略方針」は、これまで本県が要望してまいりました、保育士の配置基準や処遇の改善が具体的施策として盛り込まれたほか、男性育休の取得促進などは、現在本県が進めております施策を後押しするものでありまして、大いに期待を寄せているところであります。

一方、施策の実現に向け必要となる財源については、明確に示されていないところであります。

現在、全国知事会の地方税財政常任委員長として、来年度の予算編成、また税制改正に向けて要望活動を行っているところでありますが、そのときにも必ず子供財源の確保について議論を持ち出し、意見交換を行っているところであります。幅広い合意形成の下、財源の安定確保を含む道筋を早期に示すとともに、地方の負担が増大しないよう、全国知事会等を通じた要望活動を行っております。

こども・子育て政策の推進に当たりましては、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくことが重要であります。地方の声にしっかり耳を傾けていただくよう、これからも国に求めてまいります。

○日高陽一議員 国の次元の異なる少子化対策の動きと、また本県の子ども・若者プロジェクトの動き、さらには市町村との連携も含め、効果的な施策の展開を期待しております。

続いて、子供の貧困対策について伺います。

県は昨年、コロナ禍における子供の生活状況の把握などを目的として、中学2年生とその保護者を対象に「子どもの貧困実態調査」を実施しましたが、令和3年に国が実施した全国調査の結果と比較すると、本県では大卒以上の進学を希望する世帯の割合が親子ともに低く、収入の水準が低い世帯では、さらに低いという結果が示されたところででした。

貧困の連鎖を断ち切るためには、教育の格差を生じさせないことが重要と考えますが、子供たちが経済的理由により進路を諦めることのないよう、県が行っている取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、令和元年度に策定しました「第2期子どもの貧困対策推進計画」におきまして、「教育の支援」を対策の4つの柱の一つと定め、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や授業料の減免のほか、奨学のための給付金や補助金により、低所得世帯の教育費の負担軽減を図っております。

また、進学や就職に関する様々な支援制度をまとめた冊子「桜さく成長応援ガイド」を毎年作成して、県内全ての中学・高校の生徒に配付し、周知するなど、進学につなげる取組も行っているところであります。

今後とも、本県の将来を担う子供たちが、経済的な理由に左右されることなく、夢や希望を持って進路を選択できるよう、しっかりと支援に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、ヤングケアラーについて伺います。

昨年度、県が実施しました実態調査によりますと、家族のお世話をしている子供は、小学6年生と中学2年生が3.8%、高校2年生が3.2%、そのうち約1割の子供は、1日7時間以上お世話をしているとのことでありました。

ヤングケアラーの中には、夏休みの期間、一日中、家族のお世話をしていた子供たちもいたと思います。家族のお世話をすることは、お手伝いレベルであればいいことかもしれませんが、子供の大切な時間が犠牲になっているのであれば、やはり支援が必要となります。

そこで、県として、ヤングケアラーに対しどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） ヤングケアラーの背景には、介護、貧困、ひとり親世帯など、多岐にわたる問題が絡んでおり、関係機関の連携が大変重要であります。

このため、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体などで構成する検討委員会を立ち上げ、関係者同士の連携を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援機関につなげる体制の構築を進めているところです。

また、この問題は、子供や家族、周囲の大人がヤングケアラーについて理解することが重要ですので、子ども・若者総合相談センター「わかば」にコーディネーターを配置し、様々な相談に応じるとともに、学校等向けの研修や県民向けの講演会を開催し、社会的認知度向上に向

けた普及啓発に積極的に取り組んでおります。

○日高陽一議員 続いて、県民一体となった機運醸成についてお伺いいたします。

少子化対策を進めるに当たっては、社会全体の意識改革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策が必要とされており、国は、次元の異なる少子化対策の中で、「社会全体の構造や意識を変えること」を基本理念の一つに掲げ、こども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むこととしております。

これを具体化する取組の一つとして、今年7月に、子育て支援等に対する国民の理解を深めるための国民運動をスタートさせ、今後、各地域でシンポジウムの開催など、子供や子育てに優しい社会に向けた機運醸成の取組を進めると報じられています。

本県においても、少子化対策に関する県民の理解や関心を深めるための取組が必要ではないかと考えております。

現在、国では、次元の異なる少子化対策の一環で国民運動が展開されておりますけれども、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 婚姻数や出生数の減少傾向が続く中、社会全体で出会いや子育てを応援する機運の醸成を図ることは、大変重要であります。

このため県では、これまでの「子育て県民運動」に「出逢い・結婚応援」の視点を加え、今年度から「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開し、若者や企業・団体等との意見交換の場を設けるなど、県民の理解や関心を深める取組を進めております。

また、子育て応援フェスティバルの開催や、企業等が実施する出会いや子育て支援に対する

補助など、子供の未来を育む環境づくりにも取り組んでいるところであります。

こうした取組を積極的に展開することにより、行政や企業等が一体となって、出会いや子育てを応援する機運を高めてまいります。

○日高陽一議員 出会い・結婚、子育てを応援する機運の醸成は、少子化対策の一つとして非常に重要と考えますので、引き続き、県民一体となった応援運動の取組を進めていただきたいと思います。

次に、観光政策に関する質問を進めてまいります。

先日、本県を代表する観光スポット、青島に行く機会がありました。観光客で大変にぎわっており、駐車場も県外ナンバーが多く見受けられました。報道等を見ても、観光地の人出や交通各社の利用状況は、コロナ禍前に近い数字に回復してきているように思います。

一方で、観光客を受け入れるホテル・旅館などの宿泊施設においては、人手不足の状況が続いているようです。コロナ禍で離職した従業員が戻らず、「部屋を十分に稼働できない状況にある」との声を県内の宿泊事業者からも聞いております。

今後、さらなる観光需要の回復が見込まれる中で、宿泊客を受け入れられないなどの影響が懸念されますが、人手不足の状況にある宿泊業に対し、県としてどのように支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） コロナ禍で落ち込んだ観光需要が回復する中で、宿泊業における人手不足は重要な課題と認識しております。

このような中、限られた人員でも宿泊客の受け入れができる体制づくりに向けて、本年6月補

正予算において創設した宿泊業の生産性・サービス向上支援事業の中で、自動チェックイン機や清掃ロボットなど、業務の省力化につながるデジタル機器の導入等に対する支援を行っております。

業界の皆様からも、このような支援を活用したいという声を多くいただいております。本事業を通じて、宿泊業の生産性向上につながる取組を支援してまいります。

○日高陽一議員 新型コロナの5類感染症への移行等によりまして、人流が戻りつつある中、本県が他県との競争に打ち勝ち、観光客から選ばれるためには、多様化する旅行ニーズに対応しまして、宮崎ならではの魅力を最大限に生かした観光誘客に取り組むことが、何より重要であると考えております。

そこで、本県の強みを生かした観光誘客の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県が観光地として選ばれるためには、宮崎でしか味わうことのできない感動や体験を提供していく必要があります。

このため、本県ならではの観光資源である神話ゆかりの地を巡る「キキタビ」をはじめ、自然や森林等から得られる癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」や、サイクルなどのスポーツツーリズムのツアー造成に取り組むとともに、食をテーマとした観光キャンペーンを実施することとしております。

今後とも、多様化する旅行ニーズを的確に捉えながら、市町村や観光関連事業者等と連携し、神話や自然、森林、食、スポーツといった本県の強みである「5つのS」を生かした観光プロモーションを展開し、さらなる誘客促進を

図ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、屋外型トレーニングセンターについて伺います。

このトレセンは、本年4月から供用開始となり、既に5か月がたちました。

今週日曜日に行われました、ラグビーワールドカップフランス大会の大切な初戦でありますチリ戦で、日本は42対12で勝ち点5を獲得し、現在首位でございます。これは、宮崎、トレセンでの合宿が活かされていると、解説の方もおっしゃっておいりました。あれだけ多くの国民が注目している大会で、宮崎合宿と言っていただけだと、このトレセンができてよかったなど実感しているところでもあります。

今後、国内外の代表クラス、サッカーやラグビーなどのプロチームがトレセンを利用することを想像すると、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展が大いに期待されるところです。

トレセンは、今後「スポーツランドみやざき」の推進に必要な不可欠な施設であり、将来的には、国のナショナルトレーニングセンターとして、中核拠点施設の指定も目指していると聞いております。

そこで、この施設を生かした今後の「スポーツランドみやざき」の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 屋外型トレーニングセンターにつきましては、開設以降、多くのアスリートに御利用いただいておりますが、議員からもお話にありましたように、ラグビー日本代表からも「世界トップクラスの施設である」との高い評価をいただいたところでもあります。

県では、本施設を核とした「スポーツランド

みやざき」のさらなる推進を図るため、屋外型競技の中核拠点施設の指定に向けて国への要望を行うとともに、キャンプ・合宿の新たな誘致や、その効果を全県下に波及させる取組を実施しております。

また、本定例会において、Jリーグ春季キャンプ強化試合の実施や、トレーニング機器の整備などに係る補正予算をお願いしており、本施設の活用促進や充実化を図り、「国際水準のスポーツの聖地」としての地位を築いてまいります。

○日高陽一議員 ぜひ、世界基準の「スポーツ環境日本一」を実現して、地域経済の活性化や観光振興の好循環につなげていただくことを期待しております。

続いて、インバウンド対策について伺います。

9月27日からアジアナ航空による宮崎ーソウル線の国際定期便の再開が決定いたしました。この路線は、平成13年4月の就航以来、本県と韓国を結ぶ重要な国際線として、国際交流の促進やインバウンドによる地域経済活性化等に大きく貢献してきたところでもあります。

新型コロナの影響で、令和2年3月から長らく運休が続いておりましたが、今回、官民挙げての働きかけが功を奏し、3年半ぶりの待望の再開となりました。

本県の外国人延べ宿泊者数を国別に見てみると、コロナ禍前は全体の3割から4割を韓国が占めるなど、ゴルフ客を中心に、多くの韓国のお客様に本県を訪問していただいております。このため、定期便再開により韓国からの本県へのインバウンドの増加が大きく期待される所でございます。

そこで、このアジアナ航空の定期便再開を受

けて、今後、韓国からのインバウンド誘客にどのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県にとりましてソウル線は、韓国との交流促進を図る上で、非常に重要な基盤であります。

7月に濱砂議長や経済団体の皆様とアジアナ航空本社を訪問し、同社の幹部と直接交渉を行い、これは初めてのことでしたが、その場で定期便再開を決定、そして発表いただいたところで、大変感激したところであります。これまで御尽力いただきました関係の皆様に、心から感謝を申し上げます。

本県では、国際定期便の運休が長く続いており、外国人観光客の回復が伸び悩む中で、ソウル線再開が今後のインバウンド回復の起爆剤になるものと大きく期待しております。県としても誘客対策を強化することとしております。

具体的には、韓国の若者、比較的富裕層を中心に人気が高まっておりますサーフィンによる誘客対策に新たに取り組む、夏場の需要の掘り起こしを図ってまいります。

また、訪日外国人の旅行形態が個人旅行にシフトしておりますことから、現地での旅行博への出展や、SNSをはじめ様々な広報媒体を活用した情報発信等によりまして、本県が誇る自然や食等の魅力について、幅広くプロモーションを展開し、個人観光客の誘客を強力に進めてまいります。

本県には、師走祭りや埋蔵文化財の共同研究など、歴史的・文化的なつながりもありますし、プロ野球などのスポーツキャンプの受入れというようなつながりもあります。材工一体による輸出に取り組む木材利用を通じたつながり等もあります。

また、本県の方言である「てげ」とハングルの「テゲ」が同じ意味を表すとか、いろんなつながりがあるものです。

今後とも、アジアナ航空や現地旅行社と緊密に連携し、韓国からの誘客拡大を図り、本県経済の再生につなげてまいります。

○日高陽一議員 念願でありましたソウル線の再開を契機として、これまで旅行を控えていた県民が韓国を訪れる機会も増えてくることが予想されます。

国際線を安定的に維持するためには、インバウンドに比べて利用者の少ないアウトバウンドの拡大を図ることが重要だと考えます。

そこで、ソウル線の再開を受け、今後、アウトバウンド対策にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） ソウル線の安定的な維持を図るためには、インバウンド・アウトバウンド双方において、バランスのよい利用が重要であると認識しております。

このため県では、様々な媒体等を活用して県民への利用を呼びかけるとともに、本年6月の補正予算におきまして、パスポート取得の際の支援対象を全県民に拡大したほか、グループ旅行や修学旅行の際に人数に応じた支援を行っております。

また、アジアナ航空は、アメリカやヨーロッパなど世界にネットワークを有しており、ソウルでの乗り継ぎによる利便性もアピールしているところでございます。

本県にとりましてソウル線は、経済活性化や韓国との交流拡大を図る上で重要な交通基盤でありますので、航空ネットワークの維持・充実に向けて、引き続き積極的なアウトバウンド対策に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 再開を待ち望んでいた県民も多いと思いますので、今後も安定的に維持していくことができるよう、アウトバウンド対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、産業政策に関する質問を進めてまいります。

先般、ローム株式会社より、ソーラーフロンティア旧国富工場の取得について、基本合意したとの発表がありました。

現時点では、投資額や雇用数など具体的な計画は明らかにされていませんが、九州で半導体企業の投資が活発化する中、次世代のパワー半導体を量産されるとのことであり、その発表をうれしく受け止めたところでもあります。

そこで、立地決定に至るまで、まだ整理すべき課題等はあると思いますが、今回、ローム株式会社が本県で新たな半導体製造拠点の設立を目指すことについて、知事の所感をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 半導体関連事業につきましては、企業立地の重点産業分野の一つに今年度から加えるなど、県としても戦略的にその誘致を進めているところでもあります。

また、九州全体として、熊本のTSMCの立地等を契機としまして、シリコンアイランドの復活を目指していこうと九州各県が連携しながら取り組んでいる状況の中で、電気自動車などで急速に需要が拡大しておりますパワー半導体の分野で世界シェアトップ10に入るローム株式会社が、大規模な事業を本県で展開されることは、大変ありがたく、心から感謝しているところであります。

先般、私も中別府国富町長とともに、京都市にありますロームの本社を訪問し、さきの発表

に対するお礼、さらには、しっかりと連携を深めていきたいという方針をお伝えするとともに、ローム社の経営戦略や本県での操業計画をお聞きしてまいりました。

投資や雇用の具体的な計画については、現在、調整中ということでありましたが、ロームの製品に対する需要というものは極めて堅調である、需要は底堅いものがあるということ、さらに今回の本県への進出は、今後、ローム社が世界シェアトップを目指す上での主力生産拠点として位置づけられるということでありまして、本県経済の発展にも大きく貢献いただけるものと期待しているところであります。

県としましては、ローム社が計画どおり来年末に稼働できるよう、引き続き、地元国富町と連携しながら、しっかりと支援してまいります。

○日高陽一議員 本県経済にも大きなインパクトをもたらす立地案件になると思いますので、まずはスムーズに工場を取得できるよう、地元国富町と連携して、できる限りの御支援をお願いいたします。

一方で、人材確保、従業員確保は大丈夫かという心配が出てくるわけではありますが、これは熊本県で工場建設が急ピッチで進んでいるTSMCにおいても、同様の課題があるようであります。

そこで、人材確保についてどのように対応するのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 今回のローム社の進出は、これまでになく大型の立地案件であり、若者の県内就職への転換、専門人材の県外からの呼び込みなど、新たな産業人材の育成・確保につながる大きなチャンスと捉え

ております。

このため、県といたしましては、速やかに庁内や関係市町との連携体制を整え、新規学卒者やU I J ターン希望者に向けた案内など、円滑な立地操業に向け、積極的に支援協力を行ってまいります。

また、半導体産業の人材育成については、産学官が連携し、九州全体が一体となって動き出しており、本県としても、工学系の地域枠や半導体に特化したプログラムを創設される宮崎大学等と連携し、専門人材の育成に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、事業承継の実態について伺います。

団塊世代の経営者が引退する時期を迎える中、事業承継が円滑に進まなければ、地域経済を支える中小企業等の廃業により雇用や技術が失われるため、事業承継対策は喫緊の課題であります。

新聞報道でありましたが、県事業承継・引継ぎ支援センターが県内全市町村の中小企業者を対象とした「事業承継に関するアンケート調査」に取り組んでおり、今後の事業計画について約1割が「廃業を検討」と回答しており、その理由は「後継者がいない」が約7割であったとのことでした。

こうしたことから、廃業を検討している事業者には、支援センターや県、市町村、商工団体などが連携して、タイミングよく事業承継支援を行っていくことが、次の世代に地域経済を支える基盤や雇用の場を引き継いでいく取組として、ますます重要となっていると考えております。

そこで、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターの今年度の取組実績と県の支援策につい

て、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターは、平成27年度に国が宮崎商工会議所に設置しておりますが、事業承継の新規相談、成約ともに年々増加傾向にあり、今年の4月から7月の新規相談件数は167件、成約件数は24件となっております。

また、御指摘のとおり、事業承継は、地域の雇用や生活基盤を次世代へつなぐ喫緊の課題でありますことから、県といたしましても、これまでの第三者承継の費用負担軽減を図る市町村事業への間接補助に加え、今年度から新たに、後継者育成や後継者が行う新事業展開への直接補助を実施しております。

今後とも、市町村や商工団体と十分に意見交換を行いながら、支援策の充実を図ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、本県産業のデジタル化について伺います。

デジタルといえば、最近ではチャットGPTなど、生成AIに関する話題を毎日のように見かけるようになり、我々議会においても、タブレット端末による情報共有や資料配付などが進んでおります。

このような社会のデジタル化に取り残されないために、また、人口減少社会における人手不足などの地域課題を解決していくためにも、本県産業のデジタル化を進めていかなければなりません。

本県においても、しっかりとDXを進めている事業者がいる一方で、中小・小規模事業者においては、どのようにデジタル化を進めていけばいいのか分からず、ペーパーレス化のようなデジタル化の一步目もなかなか進んでいないケースが多いのではないかと思います。

このような中小・小規模事業者を含む県内事業者のデジタル化を支援するための相談窓口として、県では、6月30日に産業DXサポートセンターを開設したと伺っております。

本県産業のデジタル化を力強く後押しする取組として大いに期待しているところでありますが、これまでにどのような相談が寄せられているのか、相談件数などの実績や相談対応の状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 産業DXサポートセンターは、県内事業者のDXを一步目からトータルサポートすることを目的に設置したものであり、8月末現在で78事業者から延べ132件の相談を受け付けております。

相談内容は、製造業や小売業、建設業など様々な業種から、DXの始め方や技術的な内容、補助金の問合せなどの相談が寄せられております。

相談に対しましては、必要な回答を速やかに行うほか、相談者の現行業務の課題整理や分析といった継続した支援が必要な場合は、県内のIT企業と連携してサポートを行うなど、必要な対応をワンストップで行っております。

このような中で、これまでの相談者からは、「DXに関する公的な相談窓口の存在はありがたい」など、評価する声をいただいているところであります。

○日高陽一議員 開設から2か月で、既に78事業者から問合せがあるということで、関心の高さがうかがえます。これからも丁寧に、それぞれの事業者の悩みに寄り添った相談対応をよろしくお願いいたします。

さて、産業DXサポートセンターによる支援がスタートしたことで、産業のデジタル化が加速していくものと期待しておりますが、それぞ

れの事業者が抱えている課題や、求めるデジタル化のレベル感は、それぞれ異なると思います。

まずは、社内の意識啓発や担当者の育成などの段階から支援が必要なケースもあれば、既に具体的なシステム等の導入に向けた支援が必要なケースもあるのではないかと思います。

そこで、県内産業のデジタル化に向けて、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内産業のデジタル化を進めるためには、事業者の啓発・理解促進、人材育成、デジタル技術等の導入といった、段階に応じた支援が必要であります。

このため、まず啓発・理解促進としまして、様々な先進事例等を紹介する「DXセミナー」を年6回実施しております。

次に、人材育成としまして、実践的な連続講座の「DX塾」のほか、経営層や一般従業員など、それぞれに必要なデジタル技術を学ぶリスキリング研修を実施しております。

最後に、デジタル技術等の導入支援としまして、ペーパーレス化のようなデジタル化の一步目や、AI等の高度な技術を活用した需要予測システムなど、事業者のレベルに合わせた補助事業を実施しております。

産業DXサポートセンターとこれらの支援メニューを組み合わせることで、県内産業のデジタル化をしっかりと後押ししてまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、交通政策に関する質問を進めてまいります。

まず、ローカル鉄道の再構築について伺います。

人口減少や新型コロナウイルスの影響により、公共交通機関の利用者数は大きく減少したところであり、中でも大きな赤字が生じているローカル鉄道について、国は有識者検討会を立ち上げるなど、昨年来、その在り方を検討してきました。

また、国は必要な法改正等を行い、先日、再構築を進める上での基本方針を公表しましたが、これによりますと、再構築の対象は、輸送密度4,000人未満の線区か否かを目安とした上で、当面、拠点都市間を特急列車が結ぶ線区などは対象外とし、特に利用者の少ない1,000人未満の線区から優先し、対応するとのことでした。

この方針に基づけば、本県では、JR吉都線及び日南線「油津－志布志間」等が、再構築の優先対象になるものと見込まれますが、ローカル鉄道の再構築に関する国の動きを受けて、県として今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県におきましては、これまで、沿線自治体と連携し、鉄道の利用促進や路線の維持に向けた要望活動に取り組むとともに、特に利用者数が少なく、これまでも度々災害に見舞われてまいりましたJR日南線「油津－志布志間」につきましては、被災した際に復旧が難しい場合なども想定し、他県の事例を研究するなど、将来を見据えた取組も進めてきているところであります。

このような中、今回のローカル鉄道の再構築は、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持するため、「廃止ありき」「存続ありき」といった前提を置かず、国が主体となって、鉄道の在り方について関係者間の協議を促すものでありまして、人口減少等が進む中、一定の評価をしているところであります。

一方、JR吉都線や日南線は、県民の日常生活や観光面において大きな役割を果たしております。長年親しまれた交通機関でもありますので、県としましては、沿線自治体やJR九州の考えを十分伺いながら、必要な対応を行ってまいります。

○日高陽一議員 この吉都線と日南線は、いずれも住民の日常生活になくてはならない重要な移動手段であります。先ほど知事がおっしゃったように、沿線自治体やJR九州とも十分に意思疎通を図っていただき、慎重に対応していただくようお願いいたします。

また、2月のWBC侍ジャパンの合宿で、日南線を利用した県外のお客様からは、交通系のICカードが使えず、大変不便を感じたという声も伺っております。路線維持に加えて、利用者の利便性向上への対応も、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、バスを中心とした地域公共交通計画について伺います。

鉄道と同様、バスは地域住民にとって重要な移動手段であり、このうち、複数の市町村をまたぐ地域間幹線バスについては、県、市町村、バス事業者において、運行形態の見直しに向けた議論が重ねられています。

また、県においては、昨年度から宮崎県地域公共交通計画の策定に取り組まれており、6月議会では、常任委員会において、計画の骨子等について報告があったところでありますが、先ほど申し上げたとおり、バスは住民にとって重要な移動手段であり、特に地域間幹線バスは、本県交通網の骨格をなすものであります。

そこで、地域公共交通計画の策定について、今後どのように進めていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎県地域公共交通計画につきましては、本年6月末に開催した、行政、事業者、利用者代表等から成る地域公共交通協議会におきまして、計画の骨子を審議するなど、順次、策定作業を進めているところであります。

計画の中では、「人口減少等に伴う利用者数の減少」をはじめ、「高齢化の進展に対応した移動環境の整備」「移動実態・ニーズを的確に捉えた地域公共交通サービスの提供」「運転士不足、交通事業者・行政負担の増加への対応」の4点を課題として整理して、現在、解決に向けた施策や取組について検討を行っているところでございます。

また、昨年来、取り組んでおります地域間幹線バスの見直しにつきましても、改めて市町村やバス事業者と方向性を協議しているところであり、今後、これらの内容を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、年度内の策定を目指してまいります。

○日高陽一議員 人口減少やライフスタイルの変化が進む中、どのように移動手段を確保していくか、非常に難しい問題でありますけれども、しっかりと対応をよろしく願いいたします。

続いて、長距離カーフェリーについてお伺いいたします。

宮崎カーフェリーにおきましては、コロナ禍において厳しい経営状況が続いておりましたが、令和4年度の決算では、新船効果や行動制限の緩和により、貨物・旅客の回復などもあり、3期ぶりの黒字決算を計上したとお聞きいたしました。

このような中、トラックドライバーの時間外労働時間が制限される、いわゆる「物流の2024

年問題」によって、海上輸送へのモーダルシフトが注目されており、本県と関西を結ぶ長距離フェリー航路は、その受皿になることが期待されております。

そこで、「物流の2024年問題」もある中、宮崎カーフェリーは今後どのような方向性で取り組んでいくつもりなのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎カーフェリーでは、「物流の2024年問題」を海上輸送への転換期と捉え、「2024年問題への対応と新規顧客の開拓」を貨物営業の戦略に掲げ、乗船実績が少ない地域への営業活動を積極的に展開し、新規顧客の獲得を進めております。

また、県としましても、本年6月の補正予算におきまして、トラック事業者が長距離フェリーを利用する際の高速道路利用料の助成のほか、陸送から本県航路に転換した際に助成を行うなど、モーダルシフトを推進するための施策を展開しております。

「物流の2024年問題」は、現在のトラックによる陸上中心の輸送体系が海上輸送へシフトする契機になると考えておりますので、今後とも宮崎カーフェリーとの連携を図りながら、モーダルシフトを推進してまいります。

○日高陽一議員 次に、農業政策に関する質問を進めてまいります。

まず、G7宮崎農業大臣会合を契機とした取組について伺います。

4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合では、ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、世界的な課題となった食料安全保障の強化に向け、G7各国による議論が交わされました。

本会合での議論の結果、今後の農業・食料政策の方向性として、自国の生産資源を持続可能

な形で活用すること、農業の生産性向上と持続可能性の両立、あらゆる形のイノベーションにより農業の持続可能性を向上させることについて、共通認識が得られ、これらを進めていくために、「宮崎アクション」が採択されました。

全国有数の食料供給基地、また会合の開催県として、本県が「宮崎アクション」の実践に積極的に取り組むべきだと思えますし、知事も、農業の持続性向上に向け、全国のモデルとなるよう取り組んでいく旨を発言されております。

本県の農業をさらに成長・発展させていくためには、生産性を向上させながら、持続性の向上にも取り組んでいくことが大変重要だと考えます。

そこで、G7宮崎農業大臣会合を契機として、本県農業の成長に向け、どのような取組を進めているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 世界的に食料安全保障が大きく課題になる中で、全国を代表する農業県、本県でこのような農業大臣会合が開催されたことは、改めて意義深いものがあると考えておりますし、その成果を将来につないでいく必要があると考えております。

本県農業が今後とも成長していくためには、生産性の向上はもとより、持続性の向上にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、既存の農業技術に加えまして、「宮崎アクション」にも掲げられたように、新たな発想や革新的な技術を取り込み、新しい価値を生み出す、いわゆるイノベーションの創出に向けて、全国に先駆けて取り組んでいるところであります。

具体的には、この農業大臣会合を契機としまして、民間企業等と複数の連携協定を締結を

し、企業等が有するアイデアや技術により、化学肥料から有機肥料への転換や、家畜排せつ物のさらなる有効活用など、新しい取組を進めているところであります。

また、今月、生産者や県内外の企業が参画するプラットフォームを設立いたしました。このプラットフォームをベースとしまして、多様な事業者の連携を促すことで、農業におけるイノベーションをさらに加速してまいります。

これらを通じて、より生産力が高く、持続可能なみやざき農業の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 本県がこれからも全国有数の食料供給基地として発展し続けるよう、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いたします。

続いて、農業における人材確保について伺います。

食料安全保障の議論が進展する中、本県の基幹産業である農業を今後維持していくためには、人材の確保が何よりも大切です。

本県農業は、経営規模の拡大が進む一方で、人手不足の中、雇用者の確保に大変苦勞しております。特に外国人材は、近年、日本で働くメリットが低下し、現地での募集自体が難しくなっているという話を聞いております。

また、現在、国において技能実習制度等の見直しに向けた検討が進められており、人材確保を目的とした新たな制度の創設などについて、近く方向性が示される予定となっております。

このように課題や状況が変化する中、7月上旬に知事はベトナムを訪問しましたが、農業人材の確保に向けた訪問の成果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私自身、今回、初めて

ベトナムを訪問しまして、県と連携合意を締結しておりますナムディン省や、ベトナム国立農業大学の方々と交流することができ、大変有意義な機会となりました。

ナムディン省では、コロナ禍で十分な交流ができない状況が続いておりましたが、その交流を再開させるべく、ナムディン省の知事や人民評議会議長と意見交換を行い、早速、先週、ナムディン省の議長や副知事など関係者が来県して、農業高校や法人等を視察されたところであります。

また、ベトナム国立農業大学では、昨年、連携協定を締結し、ラン学長と再会して意見交換をするとともに、今年末から本県での実習を予定し、今現在、来日に向けて準備を進めております宮崎クラスの13名の学生、またその他の学生や学校関係者に対し、私自ら、本県の農業、そして本県の魅力について講義を行ったところであります。

一方で、現地では、円安の影響や賃金面から、日本ではなく、台湾や韓国を選ぶ若者が増えていると伺いました。黙っていてもそういった人材が確保できるというようなことではなく、緊張感を持って取組を進めていく必要があると考えたところでありまして、今後は、県内の受入れ環境をさらに整えるとともに、様々な交流の中で、温暖な気候や生活のしやすさ、食や観光など、宮崎の魅力をしっかりとアピールして、選ばれる宮崎となるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今年、日本とベトナムの外交関係樹立50周年という歴史的な節目でありまして、このタイミングを逃さず知事が訪問されたことは、本県の積極性を示す、いい機会であったと思います。

今後、国内外での人材確保の競争は激しくなっていくと思われませんが、人と人の信頼関係を築きながら、着実に確保につなげるよう、今後の取組をよろしくお願いいたします。

続いて、試験場の試験研究についてお伺いいたします。

本県には、農業、畜産、水産において、それぞれ試験場が整備されており、これまで、農畜水産業のスマート化や新奇病害虫などの危機事象に対応した技術開発、そして加工用米等の需要ニーズに対応した新品種育成など、多くの研究成果を上げられ、本県の農畜水産業の発展に貢献されてきました。

引き続き本県の農畜水産業が発展するには、試験場が果たす役割が非常に大きいものと考えており、地域が抱える課題の解決、他県の産地に負けない技術等の開発を進め、これらを速やかに生産現場に定着させていくことが重要だと思っております。

そこで、農政水産部が所管する試験場の研究方針と、総合農業試験場の本年度の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) まず、試験場の研究方針につきましては、新時代の扉を開く技術開発拠点として、また、広く県民に親しまれる開かれた試験場として、高度な革新的技術で、生産現場の期待に応える研究開発を目指しております。

次に、総合農業試験場の本年度の取組としましては、施設キュウリにおいて、生産性の高い養液栽培のコスト低減を図る技術の確立や、お茶の機能性成分に着目した付加価値を高める製茶技術の開発、さらに、暑さに強く、日もちのよいスイートピーの新品種育成等を行っております。

また、今年度から、研究成果の迅速な普及に向け、研究員が直接現地に出向き、普及指導員と連携した現地指導を実施するなど、生産現場に寄り添った活動を新たに開始したところで

す。
○日高陽一議員 総合農業試験場が本年度から、研究成果を迅速に普及させるため、新たな活動を開始されたとのことですが、この取組によって、生産現場と試験場の連携強化が一層進みまして、本県農業の強みになっていくことを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、耕種農業の産出額について伺います。

本県農業の産出額は3,478億円で、全国4位を誇りますが、米・野菜・果樹生産など、いわゆる耕種部門については、平成6年の1,865億円をピークに、直近の令和3年には1,139億円と、ピーク時の61%まで減少しております。

このため県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、目標年の令和7年には、基準となる平成30年の産出額から100億円アップさせる目標を掲げており、さらに令和4年度からは、目標の達成に向けて、県内関係者が一体となって取り組む機運を醸成するため、取組内容である施設園芸の収量向上の「S」、水稲経営の規模拡大の「S」、露地園芸の作付拡大の「R」の頭文字から銘打った「SSR運動」を展開されております。

近年、燃油・資材の高騰や台風等の自然災害による被害など、耕種農業を取り巻く環境が大変厳しい中、SSR運動の取組を具現化しながら、この状況に負けない力強い農業経営体や産地の育成を図り、農家所得を向上させていく必要があると考えております。

そこで、耕種農業の産出額アップに向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、県では、耕種農業の産出額アップに向け、「SSR運動」を令和4年度から展開しております。

具体的には、施設園芸では、デジタル化による収量向上を図るため、ハウス内の環境データを集約し活用する、共有基盤の整備に取り組んでおります。

また、水稲経営では、農地の集約や区画拡大等により、経営面積30ヘクタール以上の経営体数が増加しております。

さらに、露地園芸では、加工・業務用野菜における作業の機械化・分業化を支援し、機械作業の受委託を前提とした契約取引の拡大を進めているところです。

今後とも、生産性の向上につながる取組を着実に推進しながら、耕種農業の産出額アップに取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、お米の価格について伺います。

近年の米価は、国内の人口減少に加え、食卓で米離れや、コロナ禍で外食向けの需要減少、ブランド米をはじめとする価格競争の激化の影響などにより、低迷が続いています。

国の報告によりますと、玄米60キログラムの米価は、特にコロナ禍前後では、約12%低下しております。

さらに、最近の食料品の消費者物価は上昇傾向にありますが、国内自給率の高い米価は値が上がりやすく、稲作農家の経営はますます厳しい状況にあります。

そこで、米価低迷に対する県の取組について

て、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問のとおり、米価の長引く低迷は、稲作農家の経営に大きな影響を与えております。

米価は、全国的な需給バランス等で決定されますので、県では、国や市町村等と連携し、適正な生産量の達成に向けた取組を進めております。

また、県独自の取組として、県内でのスポーツイベントや、高校の部活動等への新米の提供によるPR活動、学校給食における利用促進、さらには、今後需要の増加が見込まれる外食産業等との契約販売の拡大を推進しているところです。

今後とも、米の需給動向を注視しながら、需要に応じた米の生産を図るとともに、県産米の販売強化に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 食料自給率向上に貢献する米の価格低迷は、生産現場から食卓、外食産業まで大きく影響する重大な問題であります。需給動向を注視しまして、引き続き対策をよろしくお伺いいたします。

続いて、生産資材の価格高騰対策について伺います。

コロナ禍による世界的な物流の混乱や、ウクライナをめぐる情勢、円安の大幅な進行等の影響により、重油などの燃料や、ビニールやマルチなどの被覆資材、原料の海外依存度が高い化学肥料等の価格が高騰し続けているため、県内農業者の経営に大きな影響を及ぼしています。

現在、これらの農業生産資材費の上昇分を販売価格に転嫁する制度や仕組みが必要との声が聞かれるところではありますが、まだこれらの制度が整備されていない状況を考えますと、農業経営にダメージを受けている農業者に対し、直

接、負担軽減が図られる支援を届けることが重要だと考えております。

そこで、燃料や資材、肥料の価格高騰に対して、県ではどのような支援に取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 農業における価格高騰対策につきましては、昨年度に引き続き、今年度も6月補正予算において必要な対策を措置したところです。

燃料については、国のセーフティネット構築事業に参加する農家の積立金相当額の一部を支援するとともに、ビニール等の資材については、価格上昇分の2分の1程度を支援しております。

また、肥料については、国が行う価格上昇分の7割を支援する事業に、15%の上乗せ補助を実施しています。

現在、農業者等からの申請受付や交付決定など、早期実施に取り組んでおり、今後も、価格高騰の状況や国の動向も注視しながら、農業者の負担軽減につながる支援を行ってまいります。

○日高陽一議員 続いて、肉用牛繁殖農家への支援についてお伺いします。

最近の子牛価格の相場は昨年よりも大幅に低下して推移しており、また、配合飼料をはじめ生産資材価格の高止まりが続く中、肉用牛繁殖農家を取り巻く環境は一層厳しさを増し、農家からは、この状況が続けば経営を継続できないとの声も聞きます。

このような状況を踏まえ、肉用牛繁殖農家に対しては、国は今年の1月から、和子牛生産者臨時経営支援事業により、地域ブロック別での四半期における平均子牛価格が60万円を下回ったとき、その差額の4分の3を補填していま

す。

このような中、国は、今の厳しい農家の窮状を救済するために、地域ブロック別の平均子牛価格が、従来から実施されている肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を下回り、さらに全国平均を下回った場合にも、追加して補填する支援を8月に発表したところでもあります。

私は、県内の肉用牛繁殖農家の大変厳しい経営環境の状況を考えると、この国の支援事業の拡大は、農家の不安解消につながるいい施策だと思います。

知事は、国の生産者支援策をどう評価して、また県として今後どのような施策に取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 最近の子牛価格の低迷は、本県肉用牛の生産基盤の弱体化を招きかねないと、大変危惧しているところでもあります。

私も年が明けてから県内全ての家畜市場を回りましたが、足元の厳しい状況を訴える声、また今後の経営に対する不安の声、様々な声を伺っております。

このような中、国では、御指摘がありましたような、従来からの肉用子牛生産者補給金制度に加えまして、今年1月から和子牛生産者臨時経営支援事業を措置し、8月には、子牛価格のさらなる下落を踏まえ、地域ブロック別の平均価格が全国平均を下回った場合にも、補助金を上乗せすることが発表されたところでもあります。

迅速な対応に感謝するとともに、この支援拡充は、農家の不安にしっかりと応えていただくもので、本県としても、とてもありがたく、高く評価しているところでもあります。

県としましても、今議会におきまして、国の和子牛生産者臨時経営支援事業に合わせた県独

自の上乗せ補助や、高齢母牛更新の支援事業をお願いしているところでもあります。

今後とも、国・県・市町村・関係団体が一丸となって、農家の声を伺いながら、本県肉用牛の生産基盤の維持・強化に努めてまいります。

○日高陽一議員 続いて、豚熱対策について伺います。

先月8月30日に、佐賀県の養豚農場において家畜伝染病である豚熱が発生し、翌日にも1万頭規模の大規模農場で豚熱の発生が確認されました。

平成30年9月に、岐阜県において国内では26年ぶりに発生し、それ以降、本州と沖縄の養豚農場において継続的に発生していましたが、平成30年以降、九州初となる発生が佐賀県で確認されたところです。

この豚熱は、県内養豚農場において発生した場合、本県は全国でも有数の養豚地帯であることから、畜産だけでなく、地域経済にも甚大な影響を与えることが予想されます。

今回、佐賀県の農場で豚熱が連続発生し、九州において発生リスクが高まっている状況にあることから、9月5日に本県を含む九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されました。

そこで、佐賀県での豚熱の発生を受けて、本県における養豚農場での豚熱対策について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 先月末、佐賀県において豚熱が確認される事態に至ったことを受けまして、過去、口蹄疫も経験し、そして豚の飼育頭数が全国第2位である本県では、養豚農家のみならず、関係者にも非常に危機感が高まっているところでもあります。

このため県では、直ちに養豚農家や関係者を参集して緊急防疫会議を開催し、改めて飼養衛

生管理基準の遵守の徹底や早期通報等の指導を行ったところであります。

また、早期のワクチン接種体制構築のため、ワクチン接種を担う登録飼養衛生管理者を養成する研修会を、9月から実施しているところであります。

今般、国が本県を含む九州7県をワクチン接種推奨地域に設定したことを踏まえ、接種体制の構築や資材の準備等を早急に行い、九州各県とも連携しながら、接種開始の時期を可能な限り前倒しし、今月中のワクチン接種のスタートを目指しているところであります。

さらに、野生イノシシでの感染状況調査も対象頭数を増やして行うなど、最大限の緊張感を持って、防疫体制の強化にしっかり取り組んでまいります。

○日高陽一議員 豚熱侵入防止に向けて、引き続き高いレベルでの防疫対策に、関係機関と連携しながら、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、地域計画について伺います。

昨年度、農業経営基盤強化促進法等が一部改正となり、地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を、市町村が令和6年度までに策定することとなり、現在、県内各地域でも、策定に向けた取組が始まっておりま

す。農家の高齢化や担い手不足等の深刻な問題がある中で、地域計画は、意欲のある担い手への農地集積・集約化などにより農地利用の最適化を進め、10年後の地域農業の在り方を示す大変重要な計画であり、それぞれの地域で十分議論されることが必要であります。

このように地域農業の将来を築く上で大変重要となる地域計画の策定に当たっては、市町村

任せにすることなく、県もしっかりと後押ししていくことが大切であります。

市町村が地域計画を作成するに当たり、県としてどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 地域計画につきましては、市町村が主体となって、それぞれの地域の農業者や関係機関と連携しながら、令和6年度までの策定に向けて取組が進められております。

県では、昨年12月に策定に向けた実施方針を定め、地域での推進体制の在り方や計画策定の手順等を示すとともに、本庁及び西臼杵支庁、各農林振興局に支援チームを設置するなど、各市町村の取組を支援してきたところです。

これらの取組に加えて、現在、県内17市町村20地域で先行モデルの構築を関係機関と連携しながら進めております。このモデル構築で蓄積したノウハウも生かしながら、地域の実情に応じた将来の農業の在り方をしっかりと描いていけるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

○日高陽一議員 地域計画は策定するだけにとどまらず、その後の実現に向けた取組が非常に重要になってくると思います。

実現するためには、農地集約・集積に向けて、農地を大きくしたい、道路を広くしたいといった圃場整備の話など、様々な課題が浮き彫りになってくると思います。

圃場整備については、私も地区の農家の方から、いろいろな相談を受けております。農家の仲間は皆、地域農業に危機感を抱いております。

今後、農業の担い手が高齢化・減少していく中で、少ない人数でも産地の生産力を維持・強

化していくためには、大型機械などによる効率的な農業に転換していく必要があり、これらの導入を実現する圃場整備は、必要不可欠な事業だと考えております。

そこで、地域計画を実現するための圃場整備について、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 地域計画を実現するためには、担い手への農地の集積や集約を加速化させる圃場整備などの基盤整備は、大変重要な取組であります。

圃場整備には、農道拡幅や用排水路整備、換地による農地集約、さらには畦畔除去による区画拡大等、様々な手法があり、それぞれの地域計画に応じて事業を実施する必要があります。

県では今年度、農政水産部内に、地域計画の策定から実現までを一体的に推進するために、新たに農村振興局を設置したところですが、この農村振興局が中心となって、市町村や土地改良区等の関係機関と連携しながら、地域ビジョンに沿った事業計画を提案するなど、地域計画の実現に向けた圃場整備の推進に積極的に取り組んでいるところです。

○日高陽一議員 続いて、農業用ため池について伺います。

近年、全国的に線状降水帯や台風などによる豪雨等で、多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しております。

7月、NHKのニュースウォッチ9において、「西日本豪雨から5年 農業用ため池決壊のリスク」と題し、ため池の決壊とその危険性が報道されました。

この中で、全国のため池はおよそ5万5,000か所、その多くが江戸時代以前に造られ、老朽化が進んでいるものの、劣化などの調査は全体の

半数、約2万7,000か所しか行われておらず、予算確保やマンパワー不足などから、対策が遅れているとの印象を受けました。

また、ハード対策に時間がかかる現状で、決壊したとしても、命を守るための対策も重要との専門家の意見もありました。

本県のため池は、周辺が都市化や混住化が進んでいるところも多く存在しています。決して人ごとではなく、身近に潜む危険ではないかと思われま

す。そこで、県内における農業用ため池の防災対策の進捗状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、655か所の農業用ため池のうち、422か所を「ため池特措法」に基づき、防災重点農業用ため池に指定し、決壊した場合の影響度や危険性を考慮して、51か所の対策工事を優先的に進めているところであります。

一方で、未着手のため池については、劣化による安全性を検証するための調査を進めており、現在7割に着手し、令和7年度末には調査完了の見込みです。

今後、対象工事に順次着手する予定ですが、完了には期間を要することから、災害時の備えとして、令和6年度までに全ての防災重点農業用ため池でハザードマップを作成するなど、引き続き関係市町と連携して、ハード・ソフトの両面から、ため池の防災対策に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、教育政策に関する質問を進めてまいります。

7月末に全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。ここ数年、本県の子供たちの学

力は「全国平均を下回った」と報道されることがあります。

正答率などで表される学力はもちろん大事ですが、それよりも、今の子供たちが生きる未来は予測困難な時代と言われ、そのような時代を生き抜くためには、物事に対する意欲やコミュニケーション力、人を思いやる心などの非認知能力を子供たちに身につけさせていくことが、これからは大変重要になってくるのではないかと考えております。

子供たち自身が「やってみよう」「みんなで話し合ってみよう」と、課題解決に向けて意欲的に取り組んだり、友達と協力し合ったり学んだりするなど、いわゆる「学びに向かう力」の育成が必要であり、そこに着目していくことが、結果的に正答率等で表される学力につながっていくのではないかと考えております。

そこで、全国学力・学習状況調査の結果から、「学びに向かう力」を育成することが大切だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本年度の調査結果から、自ら課題の解決に取り組んだり、他者と学び合ったりする児童生徒ほど、教科の正答率も高く、議員の御指摘にもありましたとおり、子供たちの「学びに向かう力」の育成が重要であると捉えております。

県教育委員会といたしましては、今年度より「ひなたの学び」として、問いを持つこと、仲間と学び合うこと、深く考えることを、目指す子供の学びの姿と整理し、授業改善等に取り組んでいるところであります。

今後、市町村教育委員会をはじめ、学校や家庭、地域等が一体となって、幼稚園から高校、特別支援学校までの全ての学びの場におい

て、「学びに向かう力」の育成を推進してまいります。

○日高陽一議員 ぜひ、子供たちの「学びに向かう力」の育成について、一層の推進をよろしくお願いたします。

続いて、教育の情報化の取組についてであります。

文部科学省が令和元年12月にGIGAスクール構想を打ち出し、本県では1人1台端末環境での学習が、小中学校段階では令和3年度から、高校でも令和4年の入学生からスタートしております。

私も学校に視察に参りましたが、1人1台端末を使って生き生きと授業を受けている多くの子供たちの姿を見ることができ、また、熱心に授業を行っている先生方の話を伺い、ICTの活用が進んでいる状況を確認する機会がありました。

一方で、ICTの活用については、地域や学校の取組状況に違いが見られ、授業を行うに当たって、先生たちがICTの活用方法に戸惑ってしまったりするなど、課題も見えてきているのではないかと思います。

今後ますます進展していく情報社会を生き抜く子供たちを育成していくためには、先生方のICTを活用した指導力の向上が非常に重要になると考えます。

本県における教員のICT活用指導力について、現状を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県におけるGIGAスクール構想に基づく、1人1台端末の活用がスタートして3年目を迎えますが、これまでモデル授業の公開や教員の能力に応じた研修を実施したことにより、本県教員のICT活用指導力は、県の調査においても着実に向上して

おります。

一方で、各学校での取組状況の違いや、進級・進学による学びの継続の課題等が見えてきたことから、今年度は、県内を7つのエリアに分け、小・中・高・特別支援学校の垣根を越えたICT教育エリアミーティングを新たに実施し、情報の共有と改善への研修を行っております。

今後とも、宮崎県「教育の情報化」推進プランに基づき、教員の指導力の向上にしっかり取り組んでまいります。

○日高陽一議員 先生方が忙しい中でも、児童生徒のために研究や研修などに御尽力されていることが分かりました。

子供たちは、小・中・高、どの段階においても、切れ目なくICTを活用することとなります。そのため、先生方が垣根を越えて情報を共有することは、とても有効だと思っておりますので、ICT教育エリアミーティング等の有意義な取組をぜひ進めていってほしいと思います。

さて、ICT活用を推進していくためには、ハード面の整備も重要だと考えております。

GIGAスクール構想により、県内各学校においても、大容量ネットワークや1人1台端末の整備が進められておりますが、運用していく上で、ICT環境整備面において問題はないのか、気になるところでございます。

そこで、学校におけるICT環境整備の現状と今後の課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークの導入によって、学校における環境整備は、ほぼ計画どおりに進んでおります。これまで市町村によって様々な環境にあった校務を支援するシステムも整って

きたところであります。

現在、市町村からは、端末の更新費用やライセンス料等の維持管理費について、その負担を国に働きかけるよう、随時要望を受けております。

県教育委員会といたしましては、これらのICT環境整備費に係る財政措置を、引き続きあらゆる機会を捉えて、国に要望してまいります。

○日高陽一議員 続いて、不登校の問題について伺います。

新型コロナの5類感染症への移行により、学校は、授業や行事、スポーツイベント等もコロナ前の風景を取り戻しつつあるようです。

一方、学校の課題としては、国の調査結果によりますと、本県における暴力やいじめは減少したものの、不登校については増加傾向にあり、コロナ禍における影響がその一因となっているのではないかと考えているところであります。

特に小学校の不登校児童の増加の割合が顕著であると聞いておりますが、その現状と対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立小学校における不登校児童数は、令和3年度は560人で、5年前と比較すると、約2.7倍の増加となっております。

県教育委員会では、児童生徒の悩みに対応するために、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの配置・派遣や、24時間子供SOSダイヤル、SNS等による教育相談窓口を設置しております。

学校では、校内教育支援センターでの支援、フリースクール等民間団体・施設との連携、ICT等を活用した学習支援など、多様な手だて

を講じているところであります。令和4年度からは、新たに小学校専任のカウンセラーを配置しております。

今後とも、市町村を支援しながら、小学校における不登校対策の充実に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 続いて、日本語指導について伺います。

法務省の資料によりますと、日本に在留する外国人の数は、新型コロナによる入国制限等が緩和されたことにより、回復傾向にあります。

こうした外国人の中には、日本の小学校や中学校に通う年齢の子供たちと一緒に来日される方もおり、そうした家庭の子供たちは、住んでいる近くの小学校、中学校に通っていると聞いております。

調べてみると、外国人の子供たちは、保護者が希望する場合、日本の義務教育が法律等で保障されているようです。

この場合、外国の子供が日本の子供と一緒に安心して学べるためには、日本語の指導などの支援が必要と考えますが、本県内の学校における児童生徒への支援の現状と今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年3月末現在で、8市4町に76名在籍しております。

このような中、県教育委員会といたしましては、約7割の特に支援が必要な児童生徒に対しまして、国の加配を活用した日本語指導支援教員等を配置し、学習支援や通訳等のサポートを行っております。

現在、支援の必要な児童生徒数は増加傾向にあることから、今後は対象となる全ての児童生

徒の支援に向け、市町村や関係機関等と協議会を設けるなど、効果的な支援の在り方について取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 ぜひ日本語指導を必要とする全ての児童生徒が、安心して学べる環境づくりに取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、所得水準を世界的に見て、アメリカが10と考えたときに、ヨーロッパは9、韓国が7、日本は5だそうです。その日本の中でも、東京に比べると稼ぐには厳しいこの宮崎です。金銭面ではなく、しっかりとサポートできる体制を整えることが大切だと思います。

これは警察行政になりますけれども、運転免許の試験に関しても、外国の方が今受けると、事前面接など2か月待ちで、試験の言語も英語しかありません。インドネシアやフィリピンなどの英語圏以外の国の方が、県外まで試験を受けに行くそうです。いろいろな部分で住みやすい環境への改善をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、教師の人材確保についてお伺いいたします。

社会は、刻一刻と目まぐるしく変化しております。そのような中で、学校教育には、子供たちが変化の激しい社会を生き抜いていく力を身につけ、将来を担う人材として育成する大切な役割があり、その直接の担い手が教師であると認識しているところであります。

しかしながら、令和5年6月の文部科学省の発表によりますと、全国における教育委員会の43%が、教師不足の現状を「悪化している」と回答しております。昨今の教師不足、教師の成り手不足の問題には、私も大きな危機感を抱いております。

そこでまず、教員採用試験における受験者数の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県における教員採用選考試験の受験者数につきましては、全国と同様、年々減少傾向にありまして、県教育委員会におきましては、この現状を大変重く受け止めているところであります。

今年度、実施いたしました教員採用試験では、363人の募集人員に対し、受験者数は1,012人となっております。

過去、受験者数が最も多かった平成23年度実施の1,701人と比較しますと、約700人の減少となっております。

○日高陽一議員 教育長の答弁にもありましたが、12年前は教員を希望する人が1,700人を超えており、そこから年々減少傾向が続き、ここ数年は厳しい状況にあるということです。

この受験者数の減少傾向が続いている、いわゆる教師の成り手不足の要因について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の採用試験における受験者数減少の状況を分析しますと、受験者に占める新規学卒者の数はほぼ変わらないものの、既卒者の数は大幅に減少しております。

これは、平成24年度以降、定年退職者が増加したことに伴う採用枠の拡大で、講師等が順次、正式採用となり、さらには、平成31年度の年齢制限撤廃で、幅広い年齢層における講師等の正式採用が一気に進んだことが、主な要因であると考えております。

また、教員免許保有者の中に、教師という仕事に不安を持ち、受験に至らない者が一定数いることも、要因の一つと考えております。

○日高陽一議員 県教育委員会として、教師の

成り手不足解消のために、採用試験の見直しや宮崎大学等との連携、県内の優れた指導力を有する教師を新聞で連載するなど、現在も様々な手だてを講じていることは認識しておりますが、先ほどの要因を踏まえた上で、新たな取組があればお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 今、議員の御指摘にもありましたように、まずは宮崎で教師を目指す人材を確実に確保するため、宮崎大学との連携で「県教員希望枠」が拡大されたところがあります。

また、本県教育の将来を担う中高生に対して、教師の魅力・夢に関して語り合う場として「ひなた教師ドリームカフェ」を開催する等、教師の魅力発信に取り組んでおります。

さらに、教員免許を持っていながら教職に就いていない方々に対しまして、教師の仕事に対する不安を解消するための説明会を新たに実施いたしました。

なお、次年度の採用試験は、少しでも早く合格通知が出せるように、試験日程を九州各県とも調整いたしまして、3週間前倒しする予定であります。

今後とも、優秀な人材を一人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 教師の人材確保のため、現状を踏まえた上で、様々な取組を行っていることについて理解ができました。

一方で、学校における働き方改革も、学校教育における大きな課題の一つであります。

現在、社会においては、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、精神的、肉体的、社会的によい状態である、いわゆるウェルビーイングの実現に向けた環境整備が進められています。

学校における子供のウェルビーイングの実現のためには、教師自身がウェルビーイングを実現することが必要であると考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校における子供のウェルビーイングとは、子供たちが自らの存在と成長を実感し、生き生きと学校生活を送ることと考えております。

また、その実現のためには、今議員の御指摘にもありましたとおり、私も教師のウェルビーイングの実現が欠かせないと考えております。

教師のウェルビーイングは、まずは教師自身が心身ともに健康で、公私において充実した生活を送ることが必要であり、さらに、教師の仕事に誇りと生きがいを持って取り組むことで、実現できるものだと考えております。

ウェルビーイングの実現により、子供も教師も毎日、生き生きと学校の門をくぐることができる、それが私の願いでもあります。そのためにも、学校における働き方改革にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 教師のウェルビーイングが実現していくことで、学校はより魅力ある職場となり、担い手不足の解消にもつながると思います。そのためにも、学校における働き方改革は欠かせません。

今年3月に、第二期「学校における働き方改革推進プラン」を策定されたと伺っております。平成31年度から昨年度まで実施した第一期「学校における働き方改革推進プラン」では、県内全ての学校で学校閉庁日が制定され、9割を超える学校で週2日以上部活動休養日が制定されるなど、成果が上がっております。

今後、この第二期推進プランを基に、どのように学校における働き方改革に取り組んでいか

れるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 第二期「学校における働き方改革推進プラン」では、第一期に引き続き、教職員の業務改善と意識改革に取り組んでまいります。

具体的には、まず管理職研修を一層充実させます。さらに、スクール・サポート・スタッフ等の活用や、教育のDX化によって、長時間業務解消に取り組みます。また、部活動の地域移行に向けた指針の作成を含め、家庭や地域との役割分担の協議をさらに進めてまいります。

10月実施の勤務状況調査においては、教職員の声をより今後の施策に反映させるため、教師のウェルビーイングの調査項目を新たに追加いたします。

今後とも、学校における働き方改革に積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 働き方改革ではありますが、この夏、県外のプールで男子児童が溺れて死亡する悲しい事故が起きました。この事故は学童保育中に起きたものでありますが、学校現場においても起こり得るものであります。教師にとって、プール指導は、命を預かる大変リスクのある授業であります。教師不足で一生懸命働いている先生の負担を減らすためにも、プールの授業を廃止すれば大きく改善するのでしょうか。

プール指導を民間スクールに委託することで、より高い技術を学べますし、夏だけではなく年間を通して学ぶことができます。先生の責任負担もなくなりますし、プールの維持管理費もなくなります。教師の負担軽減を様々な角度から対策することも重要であると考えております。

先日、新聞の投稿欄で、中学時代の恩師との

出会いにより、小学校教師を目指すようになったという記事を拝見しました。その先生は母のような存在で、笑顔で明るく、生徒に寄り添ってくださる先生だったそうです。

本県には、教師としての誇りや、やりがいを持って、目の前の子供たちのために尽力している先生方が多く存在することを改めて感じた次第です。今後とも、子供たち、そして教師お一人お一人のウェルビーイングの実現に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、自転車乗車時のヘルメット着用について伺います。

改正道路交通法において、今年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

全国的に自転車乗車時のヘルメット着用が、社会的関心事となってきたしており、大人、子供を問わず、自転車乗車時にヘルメットを着用し、「自分の身は自分で守る」という理解が徐々に進んでいるようであります。

本県では、全ての公立中学校で、自転車乗車時のヘルメット着用が校則等に入っているようですが、高校には、校則等によるヘルメット着用に関する一律の取決めはないと聞いています。

そこで、高校生のヘルメット着用の現状と学校の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 4月以降、学校からは、自主的にヘルメットを着用する高校生の姿が少しずつ増えてきたとの報告を受けております。

県教育委員会では、ヘルメット着用を促進するための3年計画の初年度として、今年度を着

用周知期間と位置づけ、学校への啓発や講演会を実施するなどの取組を行っております。

各県立高校では、生徒会による意識調査やPTAからの着用の呼びかけ、中学校から高校まで使用できるヘルメットの導入を中学校と協議するなど、学校の実態に応じた取組が始まっております。

県教育委員会といたしましては、生徒によるルールメイキングを大切に、校則等への位置づけも含め、生徒が自ら命を守る行動ができるよう、引き続きしっかり支援してまいります。

○日高陽一議員 さて、先ほどヘルメット着用の話にも出てまいりましたが、校則についてです。各学校では、その見直しが進んでいると聞いております。

文部科学省では、校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられているものとしており、社会通念に照らして、合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて定められているものと説明しています。また、学校や地域の現状、社会の変化等を踏まえて、絶えず見直しを求めているようです。

そこで、この校則の見直しの現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、令和2年度以降、県立学校に対して、校則の見直しに関する通知文や、そのポイントをまとめた資料を紹介し、積極的に見直しを進めるように指導してまいりました。

各学校では、学級活動や生徒総会など様々な場面で、校則についての話し合いを行っております。その過程において、保護者アンケートを基に、生徒と教師で協議した内容をPTA役員会や学校評議員会等で示し、意見をいただくな

ど、現在も髪型や服装に関する見直しは進められております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、校則の見直しを通じて、生徒のよりよい成長・発達につなげてまいります。

○日高陽一議員 続いて、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」について伺います。

本年3月に第6代目となる進洋丸が竣工しました。私は、4月の竣工式や7月の文教警察企業常任委員会での調査の際に、船内を見学させていただきましたが、その立派なたたずまいや船内の随所に見られる新しい設備に感激いたしました。

この進洋丸の建造中は、コロナ禍やウクライナ情勢の影響を受けて、資材が高騰したり、部品の入荷が遅れたりするなど困難があったようですが、最新の航海機器や冷凍装置、新たな排ガス規制に対応した脱硝装置等が搭載されまして、すばらしい船が出来上がり、まさに本県の新たな宝が誕生したものだと思っております。

そこで、この第6代進洋丸について、現在の活用状況と今後の利活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 第6代進洋丸は、多くの関係の皆様のご協力を得て、無事竣工いたしました。心より感謝申し上げます。

4月の竣工式以来、生徒の乗船実習を7回行い、種子島や神戸などに寄港いたしました。現在は62日間にわたる長期乗船実習を行っておりまして、ハワイへの寄港を予定しております。

そのほか、5月にNTTドコモと連携して、海上の基地局としての防災訓練を実施し、また6月からは、小学生をはじめとする一般の方を対象とした、海に親しむための多目的航海を14

回実施したところであります。

今後は、通常の乗船実習に加えて、他の高校や大学等と連携した海洋環境調査等にも取り組むこととしております。

これからも、本県の海洋産業を担う人材の育成はもちろん、より一層県民の船としての役割も果たせるよう取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、読書の推進について伺います。

先日、文教警察企業常任委員会において、都城市立図書館を視察させていただきました。とてもすばらしい施設の中に、様々な仕掛けや工夫が施されており、若い世代の利用者も多く見られ、来館者数累計500万人という実績に納得したところであります。

一方で、新聞報道によりますと、2020年度の本県における公立図書館1人当たりの貸出し冊数は2.6冊で、九州・沖縄で最下位、全国で45番目ということでありました。

これは、県立図書館と市町村立図書館の貸出し冊数についての数値ということですが、これから各地域の「知の拠点」として、ますます重要な役割を担う図書館としては、さらに県民の方々が利用しやすい図書館を目指していく必要があるのではないかと感じています。

読書をする環境につきましては、各市町村の施設や予算、立地等によって実態の違いがあると思いますが、県としては、県立図書館を公立図書館の中核として、県内どこでも、生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりを支援していくことが大切ではないかと考えております。

そこで、お尋ねします。県は「読書県みやざき」を目指すとしておりますが、県内公立図書

館の中核としての県立図書館の役割を踏まえ、読書の推進について、県の取組状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 図書館は、地域住民の読書活動を支える拠点として、重要な役割を担っておりますが、市町村によっては、様々な支援が求められていると認識しております。

そのため、県立図書館では、県内の図書館をネットワークで結び、相互に図書の貸し借りができる配送システムを構築するとともに、職員の専門性の向上を図る研修の実施などに取り組んでおります。

引き続き、市町村を支援するとともに、電子図書サービスの導入に向けた検討や、「みやざき読書アンバサダー」に就任いただいた歌手の米良美一さんの活動などを通して、県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」の取組を推進してまいります。

○日高陽一議員 14もの答弁をありがとうございました。

次に、国スポ・障スポ大会に関する質問を進めてまいります。

令和9年の国スポ・障スポにつきまして、昨年7月に本県開催が内定となり、大会に向けた準備もいよいよ本格化してくるものと思っております。

また、大会に向けて整備が進められている主要3施設につきましては、新宮崎県体育館のサブアリーナが先月20日に供用開始となるなど、徐々に目に見える形で進んできております。

そこで、国スポ・障スポに向けた準備状況と主要3施設の整備の進捗状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 国スポ・障スポの開催に向けましては、開催準備総合計画

に基づき、会場地市町村の選定や競技役員の養成、宿泊・輸送等の体制づくりなどに取り組んできており、おおむね順調に進んでおります。

また、主要3施設につきましては、御質問がありましたように、新宮崎県体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」の一部となるサブアリーナが先月、供用開始したほか、陸上競技場とプールにつきましても、順調に整備が進んでおります。

大会を4年後に控え、来年には日本スポーツ協会及び文部科学省による総合視察が行われ、夏頃に本県での開催が正式決定される予定であります。

開催準備も一層本格化してまいりますことから、引き続き、市町村や関係団体の皆様と連携し、両大会の成功に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 大会に向けた準備状況につきましては、施設整備も含めて、おおむね順調に進んでいるとのことでありました。引き続き、計画的な事業推進をお願いいたします。

さて、本議会には、主要3施設のほかに、国スポのテニス競技の会場となる「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場」の改修について、債務負担の議案が提出されております。

昨年度、県全体のテニスコートの整備状況等を総合的に判断して、ハードコート化を決定したと伺っていますが、今回、インドアコートを整備するに至った経緯と、整備によりどのような効果が見込めるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） ひなた宮崎県総合運動公園庭球場の改修に当たりましては、令和2年度以降、日本テニス協会から、また今年6月には、県テニス協会と県ソフトテニ

ス連盟の合同により、熱中症対策や円滑な大会運営等に効果があるとして、インドアコート設置の要望を受けてきたところであります。

県としましては、国スポに向けた整備はもちろんのこと、国際大会の開催や日本代表の合宿等による観光振興など、スポーツを生かした地域活性化が期待できるとの観点から、インドアコート整備の方針を決定いたしました。

また、日本テニス協会から、施設改修後にJOC認定の競技別強化センターとして申請予定と伺っており、認定されることにより、各種大会や合宿等の誘致に弾みがつくものと考えております。

○日高陽一議員 このインドアコートが整備されることで、国際大会や日本代表の合宿が見込まれ、スポーツを生かした地域活性化にさらに弾みがつくということですので、非常に期待しております。

国スポ・障スポをきっかけに、そのほかにも多くのスポーツ施設の整備が検討・実施されておりますが、大会終了後も有効に活用し、「スポーツランドみやぎ」の全県化、そして通年化、多種目化につながることを願っております。

続いて、大会開催が4年後に迫る中、県民の盛り上げをいかに図っていくかが重要であります。国スポ・障スポでは、県民総参加型による「おもてなしの心あふれる大会を目指す」との基本方針を掲げておられますが、今後、県民の機運を高めるために、どのような取組を行っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 4年後の国スポ・障スポでは、県民総参加型の大会を目指していることから、県民の皆様の興味・関心を高め、多様な参加機会をつくることが重要と考

えております。

このため、県準備委員会に広報・県民運動専門委員会を設置し、今年度は、昭和54年に開催した「日本のふるさと宮崎国体」のパネル展や、各種イベントでの広報活動により、大会の周知を行うとともに、公募によるイメージソングの制作や募金活動などの県民運動を実施しているところであります。

今後、市町村や競技団体等と連携しながら、ボランティアの募集や花いっぱい運動など、県民が自発的・積極的に参加できる取組を進めるとともに、節目イベント等の開催を通して、県民の機運醸成に一層努めてまいります。

○日高陽一議員 続いて、成年有望選手の確保について伺います。

天皇杯の確保に向け、県では、今年5月に「成年有望選手確保方針」を決定し、国スポ本番での本県選手団約900名の半数を占める約450名の成年選手に関し、新たに約280名の有望選手の確保に取り組んでいくこととしたところで

す。この約280名の内訳は、県や県関係団体職員のほか、民間企業や県内自治体等での採用職員となっておりますが、これだけの人数を国スポ本番までに確保していくためには、今後ますます取組を加速していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、国スポに向けて、成年有望選手の確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎国スポにおいて天皇杯を獲得するためには、成年種別における有望選手の確保が大きな課題となっており、県と県関係団体、民間企業、市町村との連携した取組が大変重要であると考えておりま

す。

このため、現在、県においては、教員の特別選考採用を進めており、今年度からは、将来のスポーツ振興を担う専門職員の採用にも取り組んでおります。

また、民間企業や市町村などでの採用を進めるため、アスリートとのマッチングを図る仕組みを構築するとともに、私自身も県内企業等を訪問し、協力をお願いしているところであります。加えて、県スポーツ協会を想定した職員の採用につきましても、現在、検討を進めております。

今後とも、県内企業や市町村等との連携を深めながら、成年有望選手の計画的な確保に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、宮崎の魅力発信に関する質問を進めてまいります。

まず、神楽についてであります。

新型コロナの5類移行で、地域の祭りなどが再開される中、私も3年ぶりに神楽の舞手を務めました。披露できることのありがたさや喜びを実感しましたが、一方で、忘れてしまっていた舞もあり、思い出すまでに大変苦勞いたしました。

民俗芸能を途絶えさせることなく、ずっと伝えていくことが、いかに難しく、そして尊いものであるかを考えさせられ、改めて、ふるさと宮崎の、そして日本の宝である神楽をしっかりと守り、伝えていかなければならないと強く思ったところであります。

神楽のユネスコ無形文化遺産登録は、県内・国内全ての神楽保存団体や地域の人々に活力を与え、神楽の保存・継承や担い手育成に向けた

モチベーションを高める上でも、大きな力になると期待しております。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた進捗状況について、知事にお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 神楽のユネスコ無形文化遺産の登録に向け、昨年10月、本県が提唱しまして、全国神楽継承・振興協議会を設立しております。この取組に賛同する動きが全国で広がっておりまして、現在、国指定の40の神楽のうち、約9割の35の神楽に加入いただいております。先月、2回目の総会を開いて、登録に向けた結束を一層強めたところであります。

私自身、5月に国へ早期登録につきまして要望を行うとともに、今月4日にも、この協議会の会長であります高千穂神社の後藤宮司とともに京都の文化庁に伺ひまして、都倉長官に宛てた要望を行ってまいったところであります。

また昨日、神社関係の全国大会で来県されました参議院議員の山谷えり子議員、有村治子議員、これまでもこの運動に向けて力強く御支援助いていただいておりますが、現在の状況について御報告申し上げ、さらなるお力添えをお願いしたところであります。様々な立場の皆様から理解いただいて、強力に応援いただくことが必要であろうかと考えております。

今後、来年3月にユネスコへ提案されることを目指しまして、文化庁にも後押しをいただきながら、残る5つの未加入神楽への働きかけを重ねるとともに、宮崎県人会世界大会など、あらゆる機会を活用して、県内外に登録の意義を広く伝え、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

神楽を大切に守り伝えてこられた全ての人々の勇気や活力につながるよう、ユネスコ登録の

の勇気や活力につながるよう、ユネスコ登録の実現に向けて、より一層、邁進してまいります。

○日高陽一議員 ぜひよろしく願いいたします。

続いて、宮崎県人会世界大会について伺います。

開催まで、いよいよ1か月余りとなりました。この大会は、ふるさと宮崎への思いを共有し、その魅力を再発見していただき、県内外にいらっしゃる本県ゆかりの方々と本県との絆を深めていただく、とても意義深いものとなっております。

私も若い頃、ロサンゼルスに住んでいたときに、いろいろとお世話になった方々にお会いできると思うと、非常に楽しみであり、今から大会当日を待ち遠しく感じているところであります。

県人会の方は宮崎のファンだったりするので、その意識を一つにするような有意義な大会としていただきたいと思いますと考えておりますが、宮崎県人会世界大会の開催に向けた意気込みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 置県140年を記念して開催します県人会の世界大会まで、残すところ40日余りとなりました。市町村や関係機関と連携を図りながら、着実に準備を進めているところであります。

これまで、多くの企業等からの御協賛をはじめ、沿道における花の植栽や、社屋への大会看板の設置により、この大会をPRしていただくなど、本大会に対する応援の輪が広がっております。改めて深く感謝を申し上げます。

また、県民の皆様を対象にした記念式典等への参加募集におきましても、募集定員を大きく

超える申込みをいただくなど、徐々に県民の皆様の間における機運の高まりも実感しているところであります。

大会には、国内外の県人会から約250名、県民の皆様約300名をはじめとして、全体で700名以上の参加を見込んでおります。

この大会に国内外から参加される県人会の方々には、本県の魅力を再発見していただくとともに、やはり将来につながる大会にすることが大事でありまして、この大会を契機としまして、国内外の県人会と県民が強固な絆で結ばれ、その絆を未来へとつなげていけるような大会にしていきたいと思います。

○日高陽一議員 宮崎県人としての絆であったり誇りであったり、宮崎県人会と県民との強固なつながりをしっかりとつなげて、宮崎を元気にしていく、意義ある大会にしていきたいと思いますと考えております。

今回は、日本一挑戦プロジェクトに向けた取組をはじめ、子供政策、観光政策など、県政の重要課題について質問させていただきました。

日本一挑戦プロジェクトの中で、知事から「これまでの枠にとらわれない本県独自の施策を構築すべく、具体的な事業等を検討している」との答弁もありました。

県民誰もが楽しさや幸せを実感できる社会を実現するには、県民一人一人がその力を存分に発揮することができる環境を整えていくことが不可欠であり、これまでの施策とは全く違った視点で、県民一人一人に働きかける施策の構築、実行が必要となります。

このような施策は、行政のみでできることではなく、行政と民間との協働が大事であります。財源の厳しい本県にあっては、官民ともに無駄をなくし、公共サービスの質の向上を図る

意識を強く持って課題解決に当たること、そして県民の力をうまく引き出していくことが何よりも重要であると考えます。

官民が連携して、効率的かつ効果的に課題解決を図る指標として、成果連動型の民間委託契約方式、PFSというものがあります。実際にこの方式を活用した自治体からは、「限られた予算の中で、従来型の手法では想像できなかった民間ならではの魅力的な提案により、その効果を実感できた」などの成功事例が数多く報告されております。

こういった事例も参考としながら、前例にとられることなく、新たな視点や手法を積極的に取り入れて、県民一人一人の幸せの実現のために、着実に成果を出していただくことを期待しております。

以上で私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。昼間の忙しい中、傍聴席にも何人かいるみたいで、ちょっと緊張しておりますが、今から代表質問をさせていただきます。

宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を進めてまいります。

す。

昨年12月の宮崎県知事選挙を振り返りますと、3人が出馬され、結果を見れば、事実上、河野知事と東国原候補の一騎打ちでした。河野知事は、4期目挑戦の政策提案を「宮崎再生」と掲げる一方、東国原候補は「稼げる宮崎」等を掲げ、その論争となりました。選挙は政策で選ばれる有権者も多くいることを鑑みますと、「宮崎再生」を掲げる河野知事への県民の期待が大きいこととなります。

それから約半年、6月定例会において、その宮崎再生への取組を反映した6月補正予算280億円、「宮崎再生」「未来創造」に向けた計100の事業が可決されました。

世界を見ますと、5月8日から新型コロナの取扱いが5類感染症に移行し、各地域では様々なイベントや行事等が再開され、コロナ禍前にぎわいが徐々に戻りつつあると感じていますが、3年以上に及ぶコロナ禍により、経済への大打撃をはじめ、生活、仕事、教育、医療等々において、県民の皆様が多なる御負担や御苦勞をおかけしたのも事実であります。

また本県は、燃油・物価高騰をはじめ、昨年、台風14号と、百年に一度と言われる難局に直面しております。

今年はコロナ禍等からの宮崎再生に当たる最初の年、「再生元年」であり、あらゆる分野に勢いをつけなければならない年に当たると考えますので、宮崎再生に取り組む本県のリーダーとしての知事の意気込みを、県民へのメッセージとしてお伺いいたします。

次に、7月11日に本県の副知事に就任された佐藤副知事にお尋ねします。

先ほど、知事へ宮崎再生にかける意気込みを質問させていただきましたが、佐藤副知事が感

じておられる本県のイメージや可能性・将来性等、また知事の補佐役としてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

佐藤副知事に続いて、7月15日に就任された田中政策調整監にお尋ねします。

政策調整監は、全国知事会、九州知事会における広域的な連携や調整を行うために、令和3年度から設置されました。

現在、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長という重職を務められており、知事としての任期を重ねられた今年4月からは、全国知事会の副会長も務められています。

このように、全国知事会でも大変な御活躍をされている知事ではありますが、政策調整監として、知事会活動などに関して知事をどのようにサポートしていく必要があると考えておられるのかお伺いいたします。

次に、8月25日に本県の警察本部長に就任された平居秀一警察本部長にお尋ねします。

平居本部長におかれましては、三重県の御出身で、警察庁に入庁された後、警察庁の所管する様々な部局、また数々の自治体で御活躍されています。

県内の治安情勢は年々複雑・多様化している上、新たにサイバー犯罪への対策等、時代に合わせた警察の取組がこれまで以上に求められています。

また、人口減少などを踏まえ、中長期的に進められている交番・駐在所の統廃合による住民の不安払拭や全県的な治安の維持等、県民の期待と信頼に応えていく必要があると考えますが、県警本部長に着任に当たっての所信についてお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、以下、質問席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

コロナ禍や長引く物価高騰による影響、そして激甚化・頻発化する自然災害、また、急速な少子高齢化、人口減少、それに伴う様々な産業分野における担い手不足など、本県は困難な課題に直面し、先行きの不透明感も増してきております。

まずは、一刻も早く深刻な打撃を受けた県民の暮らしや経済活動を元に戻す宮崎再生を実現し、その後のさらなる飛躍につなげる必要があります。今年はその取組を本格化させる起点となる重要な年であると認識しております。

このような中、これまでの取組の結果、直近におきましては、G7宮崎農業大臣会合の成功や、国際定期便「宮崎ーソウル線」の再開決定、半導体企業の立地に向けた動き、また、侍ジャパンやラグビー日本代表合宿の成功もありました。将来の飛躍につながる様々な成果も着実に現れてきていると考えております。

一方で、依然として厳しく混沌とした状況の中で、このような、よい流れを本格的な本県の再生・発展につなげていくためには、不安や苦悩を抱える県民一人一人に寄り添いながら、明確なビジョンと道筋を示し、力強く実行していくことが、知事である私に課せられた使命であると考えております。

このため、アクションプランの策定や、過去最大規模となります予算編成を行うことによりまして、喫緊の課題に迅速・的確に対応し、宮崎の安全・安心の基盤を確かなものとしつつ、さらには、全国に誇る本県の強みを生かした3つの日本一挑戦プロジェクトなどの取組を通じ、力強い成長の実現を目指すこととしております。

私は、県政のかじ取り役を担うリーダーとして、その先頭に立ちまして、県民の皆様の中に夢や希望の光をともし、そして県民の総力を結集し、輝かしい活力ある宮崎の未来を切り開くため、これからも全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 お答えいたします。

私は、副知事に就任する直前まで、国土交通省で、国土づくりの方向性を示す国土形成計画の策定に携わっておりました。

この計画は、重点テーマとして、食料安全保障の強化に向けた農林水産業の活性化、またカーボンニュートラルの実現を図る地域づくりなどのグリーン国土の創造といったものを掲げており、さらには、分野別施策として、文化・スポーツが育む豊かで活力ある地域社会といったようなものが掲げられております。

こうした観点から見ましても、宮崎県は、全国有数の食料基地であるとともに、豊かな森林資源、充実したスポーツ環境、神話・神楽などの歴史・伝統文化に恵まれるなど、これからの県づくりを進める上で、多くのポテンシャルを併せ持つ将来性豊かな県であると感じております。

知事の補佐役として、私は国土交通省の出身でありますので、国とのパイプ役はもちろん、まずは県民の期待の大きい高速道路網の早期整備、それから防災・減災、国土強靱化対策について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、商工業、林業の振興、環境対策をはじめ、それ以外の分野につきましても、私がこれまで培ってきた経験や知識、ネットワークを最大限に活用するとともに、河野知事の基本姿勢

である対話と協働、徹底した現場主義の下で、県議会をはじめ県民の皆様と積極的に交流し、現場の声に耳を傾け、関係する方々と丁寧に議論を重ねながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今後、できるだけ多く県内各地を回り、本県の実情やニーズ、課題を把握するとともに、日隈副知事ともしっかりと連携しながら、本県のさらなる成長、発展に貢献できるように全力を尽くしてまいります。〔降壇〕

○政策調整監（田中克尚君）〔登壇〕 お答えします。政策調整監としての取組についてであります。

全国知事会や九州地方知事会では、国に対する要望活動や広域的に連携した取組を行っており、河野知事は任期を重ねる中で、全国知事会の地方税財政常任委員長などの要職を務めております。

このため、私は政策調整監として、地方の実情や課題をきめ細かに把握し整理するとともに、関連する庁内部局との連携、国の情報収集、他都道府県との調整を的確に行うことにより、国への提言の取りまとめ等を行い、本県を含む地方の発展につながるよう、知事を支え、尽力していく所存であります。

これまで国や他の自治体で得た経験等も十分に生かしながら、知事が掲げている「宮崎再生」などの実現にも知事会活動を通して貢献できるよう、精いっぱい取り組んでまいります。

〔降壇〕

○警察本部長（平居秀一君）〔登壇〕 お答えいたします。

県警察の諸課題に対する議員からの御指摘を踏まえまして、宮崎県の治安責任を担う者として、決意を述べさせていただきます。

県警察の運営におきましては、運営方針であります「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本といたしまして、社会情勢の変化を的確に捉えながら、県民の皆様が安心して暮らせるよう、良好な治安の確保に最大限努力してまいり所存であります。

皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解、御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 次に、財政運営について質問します。

8月10日に、本県の令和4年度の決算見込みが発表されました。その概要を総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 令和4年度の一般会計決算見込みにつきましては、歳入が、新型コロナや物価高騰対策の財源である交付金の増加、企業業績の回復に伴う県税収入の増加等により、前年度比0.6%増、過去2番目の7,343億円余、歳出が、防災・減災、国土強靱化対策に係る事業の平年化等により、前年度比1.3%減であります。過去3番目の7,075億円余となっております。

また、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、過去最大の145億円余となっております。

なお、県債発行額は、臨時財政対策債の大幅な減により、前年度比28.9%減の609億円余で、県債残高は、前年度比1.5%減の8,441億円余であります。

○野崎幸士議員 本県では、財政健全化に不断に取り組み、健全な財政運営を進めていますが、全国を見ますと、今年7月に新潟県が起債許可団体に移行しました。都道府県では、北海

道に次ぐ2団体目であります。

起債許可団体とは、地方税や地方交付税など、自治体の標準的な収入規模に対する公債費などの借金返済額の割合である実質公債費比率が18%を超えた団体であり、起債をするためには国の許可が必要となります。

本県の令和3年度の実質公債費比率は10.6%で、今すぐに県財政を強く圧迫することは想定されませんが、今後、コロナ禍からの再生や物価高騰対策、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化への対応、国スポ・障スポ大会の施設整備など、財政需要はますます増加することが予想されます。

現時点では、健全な財政運営が進められていますが、本県の今後の財政運営は問題ないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政状況を見ますと、いわゆる県の借金に当たります県債残高は減少傾向にあり、また、貯金に当たります財政関係2基金の残高が適切に確保されるなど、今御指摘がありました様々な財政指標を確認しても、健全性が維持されているものと考えております。

一方で、御指摘のとおり、今後も社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化対策など、多額の財政需要が見込まれます。

そのため、県の実質的な負担を可能な限り抑制し、今後の財政支出を平準化するため、地方交付税措置のある有利な地方債や国庫支出金の活用、県有施設維持整備基金などの特定目的基金の設置と計画的な活用に取り組んでいるところであります。

今後とも、物価高騰など喫緊の課題や人口減少対策、本県の強みを生かした未来創造など、こうした様々な政策課題に適切に対応できるよ

う、財政の健全性を維持しつつ、適切に財政運営を行ってまいります。

○野崎幸士議員 6月定例会で示された令和5年度予算の編成を見ますと、本県は、自主財源が41.6%と本当に乏しい脆弱な財政基盤である中、義務的経費が34.2%を占めている状況で、財政の硬直化も見てとれます。このような財政状況は、全国の自治体でも数多く見られ、各自治体も様々な工夫を凝らしながら財政の安定運営に取り組んでいるようです。

その中で、財政を支える柱の一つになっているのが、ふるさと納税です。令和4年度のふるさと納税による寄附額は、都城市が全国の市区町村でトップの約196億円でした。このふるさと納税の寄附金を使って、教育や子育て、高齢者等の福祉の支援、地域振興等々が推進されています。

ふるさと納税の活用は、貴重な財源の一つと考えますが、県が実施しているふるさと納税の実績と、寄附額の増加に向けた今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 令和4年度の県に対するふるさと納税の実績は、4,473件、約1億300万円であります。これまで県では、マンゴーや宮崎牛、焼酎など魅力ある県産品で返礼品の充実を図るとともに、関係部局や包括連携協定を締結している民間企業等と連携し、ふるさと納税のPRに取り組んでまいりました。

ふるさと納税は、議員御指摘の財源の確保に加え、地場産業の振興、また、地域の認知度向上に寄与する制度であると考えており、今後さらに、観光やスポーツといった本県ならではの魅力を体験できる返礼品を設けるなど、効果的なPRに努めてまいります。

○野崎幸士議員 本県の自然やスポーツ、ものづくり等、自ら体験できる返礼品等は、本県の魅力が直に伝わると思いますし、ふるさと納税には、企業が国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行う企業版ふるさと納税制度もあるので、併せて推進していただきたいと思っております。

さきの6月定例会においては、宮崎再生にかける予算配分、また全国初、九州初、宮崎初となる12の新事業から見える未来創造への取組等、知事の意気込みが感じられました。

宮崎再生元年がスタートし、いよいよ来年度からは提案された事業が具現化され、成果が求められる年になっていくと思っております。

そこで、令和6年度当初予算では、知事が掲げた宮崎再生及び未来創造に向け、どのように予算編成に取り組まれていかれるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現在、宮崎再生に向けて、生活者支援や事業者支援などに積極的に取り組んでいるところでありますが、物価高騰の長期化、また先行き不透明な国際情勢など、今なお、多くの県民の皆様や企業等から、生活や経営が難しいという切実な声をお聞きしているところであります。

そのため、今年度につきましても、国の動向等を注視しながら、引き続き、柔軟かつ継続的に対応するとともに、来年度の当初予算編成におきましても、宮崎再生を成し遂げるために、大変厳しい状況にある方々や、農林水産業、中小企業等に寄り添う施策に積極的に取り組んでまいります。

さらに、未来創造の取組としまして、本県の強みを伸ばし、さらなる飛躍につなげるため、3つの日本一挑戦プロジェクト、「子ども・若

者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野におきまして、目指す姿や目標を明確に示した上で、前例にとらわれることのない意欲的な取組というものを積極的に予算計上してまいります。

○野崎幸士議員 どのような事業、予算編成になるか、期待しながら注視していきたいと思っております。

ここからは、公営企業会計の決算について質問します。

公表された公営企業会計決算見込みによりますと、水力発電を主とする電気事業では、純損失3億7,700万円余で、昭和49年度以来の赤字であります。

さらに、日向市の細島地区に工業用水を供給する工業用水道事業でも、純損失1,800万円余で平成17年度以来の赤字、新富町で一ツ瀬川県民ゴルフ場を運営する地域振興事業でも、純損失900万円余で令和2年度以来の赤字であり、このように、令和4年度決算において、3事業全てで赤字決算の見込みとなっているようですが、その要因について企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 令和4年度決算見込みにおきまして、電気事業につきましては、部品価格や委託先の人件費の高騰に伴い、今年度以降の水車発電機精密点検工事に備えるための特別修繕引当金が増額となりましたこと等から、昭和49年度以来の純損失を計上したところであります。

工業用水道事業につきましては、令和4年台風第14号により、浄水場が浸水被害を受けましたことから、その復旧に係る修繕費等がかさみ、平成17年度以来の純損失を計上したものであります。

地域振興事業につきましても、同じく台風第14号による冠水被害で臨時休業したことに伴い、利用者数が減り収入減となったほか、コースの復旧に多額の事業費を要しましたことから、令和2年度以来の純損失を計上したものであります。

○野崎幸士議員 赤字の要因は分かりました。

企業局の事業の中で、一番柱となるのが電気事業です。昭和13年から本県の豊富な水資源を活用した水力発電に取り組んで、現在、14の水力発電所を運営しており、将来にわたって安定した経営が重要であると考えます。

この電気事業の今後の経営見通しについて、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局の発電所は、運用開始から60年を超えるものが多く、計画的に更新を進める必要があります。

今後、売電量が最も大きい綾第二発電所の大規模改良工事が本格化し、発電が停止すること等により、令和9年度まで赤字が続く見込みであります。

しかし、発電開始後は、売電収入の増加等により、更新期間の赤字分の回収も含め、黒字に戻る見通しであります。

企業局といたしましては、中長期的な収支の均衡を保ちながら、計画的に設備の更新に取り組むなど、引き続き、将来にわたっての健全経営の維持に努めてまいります。

○野崎幸士議員 この電気事業では、利益の一部を積み立てた地方振興積立金から、過去、平成28年度から3年間、計30億円を県営電気事業みやざき創生基金の原資として、また、令和2年度と3年度の2年間で計20億円を宮崎県国スポ・障スポ大会開催基金の原資として、2度、一般会計に繰り出されています。このように、

本県の地域振興などに多大に貢献されていますので、今後も安定した電気事業が進められるよう要望いたします。

このように、本県の財政、企業会計は健全かつ建設的に運営される中で、本県が抱える大きな問題の一つが、少子高齢化に伴う人口減少です。

本県の人口を見ますと、2030年には100万人を切り、2040年には90万人を切る推計となっており、人口構造の変化は、県民の生活をはじめ、あらゆる分野に様々な影響を及ぼしていきます。

このような大きな問題を背負いながら、将来の本県のあるべき姿を見据え、あらゆる施策を進めるために、県は宮崎県総合計画を策定し、各種施策を進めています。

新たな県総合計画2023のアクションプランは、さきの6月議会を受けて策定され、その一つ前の県総合計画「未来みやざき創造プラン」におけるアクションプランは、令和元年に策定されています。

これまでの取組は、宮崎県総合計画審議会で評価がなされているようですが、令和元年に策定された前のアクションプランに対する政策評価結果の概要について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 前アクションプランに基づく4年間の政策評価につきましては、総合計画審議会に諮問し、目標値の達成状況を参考に、新型コロナウイルスの感染拡大など、社会情勢による影響等も勘案した総合的な観点から評価をいただき、先月、答申を受けたところでもあります。

評価結果としましては、5つのプログラムのうち、「危機管理強化プログラム」が成果が出

ているとして「A」評価を、「人口問題対応プログラム」「産業成長・経済活性化プログラム」「観光・スポーツ・文化振興プログラム」「生涯健康・活躍社会プログラム」の4つが、一定の成果が出ているとして「B」評価を受けたところでもあります。

○野崎幸士議員 この政策評価の結果を受けて、今後、特にどのような施策に力を入れて取り組んでいく必要があると考えておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 今回は、新型コロナウイルスの影響や、その対応状況等も含めて評価をいただいたものでありますが、例えば、観光分野では、入り込み客数や消費額等の回復状況は、コロナ前の8割程度にとどまっており、まずは落ち込んだ需要の回復、物価高騰等への対応など、県民生活や地域経済の安定化を図ってまいります。

また、新たな総合計画に掲げておりますように、人口減少対策は引き続き喫緊の課題と認識しております。

このため、県内就職や移住など、一定の成果が出ている施策につきましては、さらなる向上を目指すとともに、より踏み込んだ対応が必要と指摘を受けた出生数・出生率の低下や、女性・若年層の県外流出につきましては、施策間・部局間の連携を一層図りながら、新たなアクションプランにおきまして、しっかりと必要な対策を講じてまいります。

○野崎幸士議員 今の答弁でも若年層の県外流出が問題視されていましたが、私も、本県の人口減少対策の重要な取組の一つが、県内高校生の県内就職率アップだと考えております。

本県は、高校を卒業した生徒の県内就職率が、平成27年に54%の全国ワーストとなり、若

い世代の県外流出が大きな問題になりました。それから、3年以上に及ぶコロナ禍で移動制限されたことなどで、県内志向が高まり、昨年3月に卒業した高校生の県内就職率は62.5%と、過去10年間で最も高かったものの、全国ではワースト2位でした。

今年の春、県内高校の就職内定者に占める県内内定者の割合は65.2%と、コロナ禍前と比べて高い水準を維持しているようですが、新型コロナウイルスが落ち着き、移動や行動制限等が解除され、徐々に高校生を中心とする若者の県外流出が進んでいくことが懸念されます。

本県の高等学校の状況について、公立、そして私立を合わせたの学校数は、分校を除くと50校、通信制を除く令和4年度の全生徒数は2万8,060人です。

今回は、本県の高等学校全生徒数の約3割を占める私立高等学校について質問します。

私立高等学校では、建学の精神に基づく多様な教育活動を通じて、進学・スポーツをはじめ、地域社会の即戦力となる専門人材の育成等、ふるさと宮崎の若者人材育成の一翼を担っています。

しかしながら、公立と私立高校では、高等学校等就学支援金制度等で保護者への教育費の負担軽減が図られていますが、まだまだ私立高校のほうが負担が大きいのが現実です。

本県として、私立高校に通う保護者等の経済的負担を軽減するため、どのような取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立高校生に対する就学支援につきましては、令和2年度に国の制度が大幅に拡充され、保護者等の授業料の負担が大きく軽減されているところであり

ます。

県では、こうした国の制度を活用し、保護者等の年収に応じて就学支援金を交付するとともに、低所得者世帯を対象に、授業料以外の、制服や文房具などにかかる教育費に対して給付金を支給し、保護者の負担軽減を図っているところであります。

さらに、県独自の取組として、私立高校が行う低所得者世帯の授業料減免に対する補助を行っております。

今後とも、国の就学支援制度の動向を踏まえつつ、学校設置者等と意見交換を行いながら、効果的な事業実施に努めてまいります。

○野崎幸士議員 国が打ち出した私立高等学校等授業料軽減補助金制度は、所得に応じて支給額が2段階あります。

世帯収入が910万円未満であれば年間11万8,800円を上限に、世帯収入が約590万円未満なら年間39万6,000円を上限に、補助金が支給されます。

昨年9月に実施された県内の令和4年度私立高等学校の就学資金の支給状況調査では、年収590万円未満の世帯が約6割、年収590万円以上910万円未満の世帯が約25%と、590万円を境に約3倍の格差が生じるわけです。

この格差は、国の制度上、生じた問題ではありますが、保護者負担を少しでも軽減する目的で、既に27都府県で独自に支援制度が実施されていますので、本県でも、この制度の取組を調査研究していただき、本県私立高等学校の保護者負担軽減をさらに進めていただくことを強く要望いたします。

また、ICT教育を進めている中で、私立では1人1台端末の取組の遅れが指摘されていますし、無線LAN等の整備においても、国の補

助はあるものの巨額の費用がかかるため、進んでいないのが現状であります。

I C T教育がこれからの本県の教育の中核を担っていくことや、進化するD X社会へ対応する人材育成等を鑑みれば、その充実を図ることは重要だと考えますので、何らかの支援策を講じていただくよう要望いたします。

次に、専門学校について質問します。

職業教育機関の中核である私立専門学校は、令和4年度時点で本県には31校あり、3,685人が就業的自立とともに、キャリアアップ、キャリアチェンジを目的に学んでいて、本県においては、地元高校生の進学先としても定着している状況です。

卒業後の地元定着率も高く、社会が求める専門人材の輩出に貢献しているとともに、冒頭に申しました、若者の県外流出の防波堤的な役割を果たしていると思います。

このような中、平成25年度に制度化された文部科学大臣認定の職業実践専門課程には、本県では11校26学科が認定され、より実践的な職業教育が実施されています。

この認定校に対しては、令和4年度から国の特別交付税による地方財政措置が講じられていますが、本県では職業実践専門課程を有する専門学校に対する補助が予算化されていないのが現状であります。

県として何らかの予算措置を講じることができないのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の専門学校におきましては、議員御指摘のとおり、現在、その約3割に当たる11校26学科が職業実践専門課程の認定を受けており、企業と連携した実践的かつ専門的な教育が行われております。

これらの職業実践専門課程は、本県の産業人材の育成・確保に重要な役割を果たしており、卒業生の約7割が県内に就職しております。

県といたしましては、県内就職率のさらなる向上等について、学校設置者と意見交換を行い、他県の状況も参考にしながら、支援の効果や必要性について検討してまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありましたように、卒業生の約7割が県内に就職し、即戦力として社会で活躍していますので、この専門学科に対する支援も強く要望しておきます。

若者を県内に定着させるということは、地域社会の活性化はもとより、結婚や出産等にもつながり、人口減少という問題の大きな解決策の一つになることは間違いないと確信していますので、本県に暮らす全ての若者に着目し、本県の宝という思いを持って、若者に対する人材育成、県内定着の取組を進めていただくよう要望いたします。

次に、マイナンバーカードの取組について質問します。

まず、マイナンバーカードに関わる手続等の時系列を振り返りますと、平成27年10月中旬から、住民票を有する方全員にマイナンバーが通知され、平成28年1月から、マイナンバー制度の開始と同様に、同時に市町村の窓口でマイナンバーカードの交付が開始されました。

また、平成29年11月から、行政機関が保有する自分に関する情報を確認したり、子育てや介護などの行政手続オンライン窓口であるマイナポータル 서비스가本格的に開始されました。

このような流れで進められたマイナンバー制度ですが、「個人情報が見られてしまわないか心配だ」等の国民の不安もあり、なかなか

か普及しない現状を打破し、その活用を促進するとともに、消費を活性化させるため、今年2月末までにマイナンバーカードを申請することを条件に、最大2万円のマイナポイントが付与される事業が今年9月末まで行われます。

こういった中、全国では、公的証明書交付サービスで、別人の証明書が発行されたり、同姓同名など他の人の情報とひもづけてしまうなど、トラブルが相次いでいますが、本県でも7月、知的障がい者向けに発行する療育手帳の情報とマイナンバーのひもづけを2,336件誤ったミスが判明しましたが、この要因と、今後、同様のミスを発生させないための対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） このたびは、関係する皆様方に御心配と御迷惑をおかけしておりますことに対し、深くおわび申し上げます。

今回のひもづけ作業につきましては、確立された作業手順がない中、膨大な事務処理を手作業で行ったところであり、組織的なチェック体制が不十分であったことが誤りの主な要因と考えております。

そのため、今後、作業マニュアルを整備し、複数の職員によるチェックを徹底するなどの再発防止対策を講じてまいります。

また、療育手帳の適切な管理とひもづけ作業等の事務効率化のため、今年度中を目途に「療育手帳発行管理システム」の構築も進めているところであり、国の方針も踏まえ、的確な事務処理体制を確立してまいります。

○野崎幸士議員 徹底したデータ管理の下、作業体制の効率化を進めていただくよう要望します。

マイナンバーカードに関するミスの原因で最

も目立つのは、人為的ミスです。答弁にありましたように、確立されたひもづけ作業の手順がない中、細かなデータ処理など膨大な仕事量と求められるスピードで、職員の負担も相当なものがあると思います。

このように、マイナンバーカードに関するミスは、急増する膨大な仕事量に携わる職員の疲労等、働き方にも原因があると思いますが、このマイナンバーカード関連に限らず、これまでの職員の負担軽減に向けた働き方改革の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 多様化・複雑化する行政ニーズに限られた人員で対応するためには、業務の効率化をはじめとした働き方改革の推進が重要であります。

このため県では、公務能率や県民サービスの向上を念頭に、不断の取組として、業務見直しや簡素化等を図るとともに、デジタル技術による定型的な作業の自動化なども積極的に進めているところであります。

また、職場内での自由闊達な議論を通じてコミュニケーションを図り、職員が互いに助け合う風通しのよい職場づくりに取り組んでいるほか、鳥インフルエンザや新型コロナなど、危機事象等においては、全庁を挙げて対応し、職員の負担軽減を図っております。

今後とも、職員一人一人がやりがいと意欲を持つことができる、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○野崎幸士議員 「私だけが」とか「1人で」とかいう感情が、一番のストレスにつながりますので、みんなで助け合うということを念頭に、働きやすい職場環境をつくっていただくよう要望します。

マイナンバーカードの質問に戻りますが、マ

マイナンバーカードをめぐるトラブルが相次ぐ中、自治体によってはカードを自主返納される人が増えているようですが、県内におけるマイナンバーカードの返納の状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードは、カードの有効期間満了、国外転出、死亡、本人の希望等の理由により、返納されることとなっております。

市町村に確認したところ、カードに関するトラブルが報道され始めた今年の3月から8月までの6か月間において、県内で返納された件数は2,071件です。

このうち、本人の希望により返納された件数は147件で、6月以降は、それまでの月に比べて件数が増えている状況にあります。

○野崎幸士議員 相次いでトラブルが報告されてから返納件数が増えているようですが、カードを自主返納された理由は、マイナンバー制度に対する不信や不安であり、もう少しメリット、安全性、また運用手続やマイナンバーカードの使い方等を周知すべきだったと思いますが、今後、マイナンバーカードの周知をどのように進めていかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードは、デジタル社会を支える重要な社会基盤であり、運転免許証等との一体化が進められているほか、県内自治体でもカードを活用した電子母子手帳の導入や各種手続のオンライン化などが広がってきており、一層利便性が高まることが期待されております。

また、安全性に配慮し、カードには税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておらず、加えて、顔写真や暗証番号により、悪用困

難な仕組みとなっております。

しかしながら、一連のトラブルによる不安の声もあることから、県では全国知事会を通じて、国に対し、広く国民の理解が得られるよう丁寧な説明を求めているところであります。

県といたしましても、市町村と連携しながら、ホームページや広報紙などの活用により、一層の周知を図っていくとともに、現在、行われているマイナンバーの総点検にしっかりと対応し、制度の適切な運用を進めてまいります。

○野崎幸士議員 政府は、「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、今年11月末を期限として、さらに点検を行うとともに、点検の進捗状況についても公表することにしてあります。

この総点検の結果や再発防止策の様子を見する人が増えると想定できますので、改めてマイナンバーカードの制度内容等の周知徹底に努めていただくことを要望します。

次に、林業行政について質問します。

知事は、さきの6月議会において、本県の強みを生かした未来を創る3つの日本一挑戦プロジェクトの一つとして、「グリーン成長で環境を守り、地域経済を伸ばす」取組を掲げられ、現在、その体制の構築や具体的な取組内容の検討などが進められているところだと思っておりますが、この林業分野に当たるグリーン成長プロジェクトの目指す姿と、実現に向けた取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） グリーン成長プロジェクトでは、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目指しております。

その取組の柱として、「森林資源の確保、二酸化炭素の吸収、山地災害の防止につながる循環型林業の推進」「海外資源への依存を抑える

循環型農水産業の推進」「各産業部門の成長に結びつける脱炭素経営の推進」の3つを掲げております。

特に、循環型林業を推進する上で重要となる再造林をこのプロジェクトの核として位置づけ、再造林率日本一に向けて、意識醸成や支援体制の充実、多様な担い手の確保、林業採算性の向上、県産材の需要拡大などに、林業関係者・県民・大学・行政が一体となって取り組む「宮崎モデル」の構築を進めてまいります。

○野崎幸士議員 本会議で森林由来のJ-クレジット認証促進事業も提案されていますし、グリーン成長プロジェクトでは、再造林率日本一を掲げられています。

再造林においては、森林所有者の経営意欲の低下や再造林経費の負担増、また、何より少子高齢化と人口減少による人材の確保が課題になると考えられます。

そこで、再造林の担い手確保に向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県ではこれまで、県内外における就業相談会の開催や、みやざき林業大学校における研修等により、林業担い手の確保を図ってきたところです。

また、再造林の担い手確保に向けては、今年度から、植栽作業を行うインターンシップを県内外から広く募集する取組や、新たに造林事業を開始する事業者が、造林保育作業者の装備品を導入する際の支援等を実施しています。

さらに、グリーン成長プロジェクトでは、再造林対策の強化に伴い、造林保育作業者がこれまで以上に必要となることから、多様な担い手の確保について検討を進めてまいります。

○野崎幸士議員 それぞれの取組をしっかりと進めながら、担い手確保に努めていただくよう要

望します。

このように、人材不足が深刻な林業分野において、幼少期から木に触れ親しむ、いわゆる木育の推進は、森林・林業・木材産業、そして環境を理解し、守っていくために、非常に重要な取組の一つだと思います。

木育は平成16年に北海道で誕生し、平成18年9月に閣議決定された森林・林業基本計画において、木育の促進が明記されました。

本県でも、木育の推進に取り組まれているようですが、本県のこれまでの木育への取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、平成22年度から、木育に関する指導者や支援者を養成するための研修会を開催するなど、木育活動を積極的に推進しているところです。

また、平成28年度からは、県産材の地産地消に取り組む「みやざき木づかい県民会議」に、幼稚園、保育園や企業、グループなど157団体で構成する「木育ネットワーク部会」を設け、部会員が行う木育活動や、県産材を使った遊具導入への支援などに取り組んでおります。

今後とも、このような推進体制を生かして、さらなる木育の推進に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 「みやざき木づかい県民会議」ですが、本県林業の活性化と、豊かな森林を次世代に引き継ぎ、県民一人一人が木材のよさや利用の意義について理解を深め、県民全体で県産材の地産地消に取り組むことを目的に平成25年1月に設置され、本県の県産材の普及啓発活動や、県産材を利用した木造住宅の建築の促進等を進めているようです。

知事は、この「みやざき木づかい県民会議」の会長を務められていますが、今後、木育を含めた木材需要の拡大について、どのように考え

ておられるのか伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 木育活動などを通じ、幼少期から木に触れ、木への親しみを感じる機会を持つことは、将来、木造住宅や木造の家具を選択する動機づけとなり、県産材の需要拡大を図る上でも大変重要であると考えております。

私は、実家が家具の小売店舗でありますので、幼い頃から木に囲まれて育つと、このような素直なよい子が育つ、時々そういうアピールをしたりしております。

また、県産材の需要拡大は、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源循環型林業を確立する上で不可欠でありまして、現在、検討を進めております「グリーン成長プロジェクト」におきましても、重点的に対策を講じるべき課題の一つに位置づけております。

このため、私が会長を務める「みやざき木づかい県民会議」においての普及啓発等を通じ、県産材について、住宅はもとより、店舗やオフィスビルなどの木材利用の進んでいない非住宅分野での需要開拓や、県外、海外への販路拡大などに、しっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本県の自然環境で育った木のぬくもりや香り等も伝えながら、県産材の需要拡大にしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、農畜水産行政について質問します。

本県の農業の抱える様々な課題については、これまで数多くの議論が行われておりますが、そのような中、本県を歴史のある農業県として全国に印象づけたのが、平成27年12月の高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産の認定です。

世界農業遺産の目的は、地域環境を生かした伝統的な農法や生物多様性、農村文化・農村景

観が守られた「農業システム」として一体的に維持し、次世代へ継承していくことです。

この地域が世界農業遺産に認定されて、もうじき8年が経過しようとしていますが、こういった資源を活用した地域振興や関係人口の増加、さらには本県の農業を魅力あるものにつなげる取組も重要だと考えます。

そこで、世界農業遺産認定後の地域活性化の現状と今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 高千穂郷・椎葉山地域では、平成27年度に世界農業遺産の認定以来、地元5町村や県で構成する協議会が中心となり、伝統的な農林業や優れた景観、文化等を、「活かす」「育てる」「繋げる」の3つの視点で様々な取組を進めております。

その結果、特産品ブランドの開発や棚田保全の活動等で、地域活動の輪が広がるとともに、地域を支える若い世代への教育活動が定着してきたところです。

県としましては、本年4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合においても、世界に高く評価されたこの地域の住民が、今後とも農林業や関連産業で生計を立てながら誇りと豊かさを実感できるよう、持続可能な地域の実現につながる取組を支援してまいります。

○野崎幸士議員 本県では、私の地元、田野・清武地域の「大根やぐら」と「日南かつお一本釣り漁業」が日本農業遺産として認定されています。世界農業遺産、日本農業遺産を生かした地域振興、農業振興の取組にも力を入れていただくよう要望します。

次に、県職員獣医師について質問します。

本県の県職員獣医師は、将来を鑑みたときに大変厳しい状況にあります。

本県は、全国でも有数の農業県であり、その中でもトップレベルの畜産県です。本県の農業産出額は全国第4位、うち約66%を占める畜産算出額は全国第3位です。

令和3年度にスタートした第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の畜産版アクションプラン「みやざき畜産共創プラン」によると、畜産物輸出の目標値を令和元年の44億円から令和7年には66億円と拡大しており、これらの成長促進対応として、令和7年度までに新たな食肉・食鳥処理施設の整備が2か所掲げられています。

また、県内屠畜場における屠畜頭数も、令和元年の109万2,000頭から、令和7年度には113万9,000頭に増やす目標値も掲げられています。

一方、獣医師をめぐる情勢は、全国を見ますと、獣医系大学の卒業生は、ペット診療に従事する小動物診療分野に約5割が就職する一方で、産業動物診療や公務員分野では低い就職率となっています。

本年、農水省が公表した獣医大学卒業者の就職状況を見ますと、公務員分野に12%と、ここ数年、特に新卒者の公務員獣医師への就職率が減少している状況です。

本県の獣医師採用試験の現状を見ても、獣医師が十分に確保できていない状況が続いていますし、今後、定年退職を迎える年齢層の職員が一定数おり、さらに厳しい状況が見込まれますが、県職員獣医師の過去の採用状況と、今後の退職者予定者の見込みについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 獣医師の採用につきましては、令和2年度が採用予定者12名に対して、受験者は12名、最終的な採用者が8名、令和3年度が採用予定者11名に対して、受験者は13名、最終的な採用者が7名、令和4年度が

採用予定者12名に対して、受験者は10名、最終的な採用者が5名となっております。

また、今後の退職予定につきましては、定年年齢が今年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることから、令和6年度及び令和8年度にそれぞれ8名の定年退職者が見込まれております。

採用者が採用予定数を下回る状況に加え、今後も一定の退職が見込まれることから、必要とする獣医師の確保は大変厳しい状況にあります。

○野崎幸士議員 答弁の数字からも、獣医師確保は大変厳しい状況にあります。

平成22年4月、本県で発生した口蹄疫では、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に大きな影響を及ぼしました。また、度々発生する鳥インフルエンザ等、本県職員獣医師が本県畜産を支える重要な役割を担っているわけです。

現在、本県職員獣医師の労働状況を見ますと、家畜保健衛生所では、獣医師1人当たり全国1位の105戸の畜産農家を担っていますし、家畜飼養頭羽数を牛の頭数に換算した家畜衛生単位では1万2,731と全国1位、屠畜・食鳥検査員においては、1人当たりの検査数が九州で1位と、県獣医師1人当たりの負担も非常に大きい状況です。

このように、食の安全、動物愛護、食肉検査など、獣医師は幅広い分野で業務を行っており、特に食肉検査では、今後力を入れていく牛肉等の輸出業務を担っています。また、西都市に新たな食肉処理場も整備される計画となっています。

このような中、県では獣医師確保推進協議会をつくり、総務部、福祉保健部、農政水産部が連携して獣医師確保の取組を行っているという

ています。

本県畜産振興や食肉の安全確保の上で、県職員獣医師を安定的に確保していくことが非常に重要だと思いますが、県はどのような取組を行っているのか、関係部局を代表して、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県職員獣医師の役割が重要性を増す一方で、学生の小動物臨床分野への就職志向が強く、全国的に公務員獣医師の確保が厳しい状況にあります。

このため、関係部局と連携し、受験年齢の上限引上げをはじめ、早い段階から公務員獣医師に関心を持ってもらえるよう、高校生向けガイダンスや、口蹄疫の経験等も踏まえた大学での出張講義、さらに、興味を持った学生や既卒者を対象にインターンシップ受入れを行っております。

また今年度、採用試験の回数を増やしたほか、新たに業務内容などをPRするための動画配信も行っております。

あわせて、働きやすい環境づくりや、能力向上のための研修、学会への参加など、職員がやりがいを持って働くための職場環境づくりに努めております。

○野崎幸士議員 佐賀県では、先月、養豚場の豚が家畜伝染病の豚熱（CSF）に感染し、相当数が殺処分されていますし、本県でもワクチンの準備が進められています。このような場面でも、獣医師の専門的な知識と行動が重要になるわけです。

本県の取組は評価しますが、獣医師系の学生、若者が何を見て就職先を選ぶのか、まずは給与だと思います。

本県職員獣医師は、先ほど申したように、獣医師1人当たりが担っている負担が九州・全国

で一番大きい状況にもかかわらず、初任給は九州で最も低い状況です。

長崎においては、このたび初任給調整手当を改善したことで、例えば家畜保健衛生所職員の給与が九州で7番目から2番目にアップするなど、給与面からも獣医師確保に力を入れていきます。また、ホームページ、SNSでの発信も大変インパクトがあり、採用試験の回数も、長崎県は3回行うことで幅広く獣医師確保に取り組んでおられます。

先ほど答弁にありましたとおり、本県も今年度、採用試験の回数を増やす見直しをされ、早速来月に2回目が実施されますが、今後とも、全国有数の畜産県として、様々な観点から他県の取組を調査・研究しながら、獣医師確保に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、水産分野について質問します。

水産業においても、他の産業と同様、深刻な課題が労働力不足であります。

我が国の漁業就業者は、一貫して減少傾向にあり、本県も同様、5年に1度実施される漁業センサスの結果に基づく漁業就業者数は、平成30年は平成25年に比較して475人（17.7%）減少しており、この状況が続けば、水産物の安定供給や漁村地域の活力維持に影響が生じることが懸念されます。

このように労働力不足が顕在化する中で、平成30年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を受け、特定技能外国人の受入れが進められています。

そこで、本県の漁業における外国人の現状と、日本人就業者の確保の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本格的な人口減少社会を迎え、漁業就業者の確保がこれまで以上に重要でありますので、県では、外国人材はもとより、本県水産業の核となる日本人就業者の確保に取り組んでおります。

その結果、外国人材につきましては、コロナ禍において一時的に減少したものの、現在は561名と以前の水準に戻り、コロナの影響も緩和されております。

日本人の漁業就業者につきましては、新規就業者の確保のために、就業情報の発信や受入れ経営体での研修等に取り組んでおります。また、人材を育成するために、漁船の運航に必要な資格取得の支援なども行っているところであります。

今後とも、関係団体と連携し、漁業就業者の確保を推進してまいります。

○野崎幸士議員 なかなか思っているように成果が出ないかもしれませんが、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望します。

続いて、水産資源についてですが、今年5月に農林水産省から、昨年の日本の漁業・養殖業生産量が発表されました。

前年比7.5%減の約386万トンと、調査開始以来、初めて400万トンを下回りました。しかし、この水産資源の減少が深刻であることを国民が感じていないのが現状です。

そこで、水産資源の持続的利用について、本県はどのように取り組まれているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 県では、第六次水産業・漁村振興長期計画に基づき、関係者と一体となって、水産資源の持続可能な利用管理を推進しております。

具体的には、アマダイやヒラメなど、沿岸の

主要な水産資源について、水産試験場が科学的に行う資源評価結果に基づき、県は、魚種ごとに禁漁期や漁獲量の上限を定め、また、漁業者は、それらに加えて漁に出るのを控えたり、漁具の制限等、自主的な資源管理にも取り組んでおります。

また、漁業者等が稚魚のすみかとなる藻場や干潟等の保全活動を行い、そこに県などが稚魚を放流することで、効果的な資源の増殖に努めております。

こうした取組に加え、浮き魚礁等の整備による生産性の高い漁場造成を通じて、水産資源の持続的利用を進めております。

○野崎幸士議員 資源には限りがありますので、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

去る7月に、環境農林水産常任委員会で宮崎市青島の水産試験場を視察しました。

水産試験場は、昭和45年に再設置されてから今年で54年目になり、施設の老朽化が顕著な上、去る3月には、試験場内の魚の餌を保管する冷蔵庫で火災も発生しています。

試験場では、アマダイ類における親魚養成技術や遺伝子を利用した育苗技術やウナギの稚仔魚飼育技術等、貴重で重要な研究を行っていますし、試験場に勤める職員の労働環境、県民から親しまれる試験場という観点からも、建て替えが必要ではないかと感じました。

今年度の当初予算に、水産試験研究体制等の機能強化及び運営の合理化に係る基本計画を策定するための水産試験研究体制強化事業が新しく盛り込まれ、現在検討が進められていることと思いますが、水産試験場の体制強化に向けた構想はどのような視点で検討されているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 水産試験場は、水産のスマート化や資源の有効利用に係る技術開発などに取り組んでおりまして、本県水産業の成長産業化に大変重要な役割を担っております。

水産資源や藻場の減少、担い手不足、さらには近年の物価高騰など、水産業を取り巻く現状が厳しい状況にある中、水産試験場におきましては、最先端の技術を駆使した試験研究の高度化とともに、老朽化している施設や設備への対応が急務であると認識をしております。

このため、本年度、施設の再整備も含めた体制強化の調査及び検討を進めております。

その検討に際しましては、「漁業の現場に密着した試験研究体制」及び「関係機関との連携強化による技術開発の効率化」という2つの視点を持って、研究の高度化と効率化の両立や、運営体制の合理化を進めることとしております。

○野崎幸士議員 水産試験場が今まで行ってきた調査・研究、技術向上等がさらに発展するような体制を構築していただくよう要望します。

次に、県産品の輸出拡大に向けた取組について質問します。

我が国の農業は、人口減少や食生活の変化などの要因で、国内マーケットが縮小傾向にあり、将来を描きにくい困難な状況にあります。

一方、海外に目を向けますと、世界の人口は現在80億人を上回っている状況で、今後も増え続け、これに伴い、世界の食の市場規模も拡大すると予想されています。特に人口増加の著しいアジア諸国では、食の市場規模がおよそ2倍に増加すると予測されています。

このように、海外での食に対する需要の高まりをいかに国内の生産力に結びつけるかが、これからの日本の農業発展に向けた重要なポイント

であり、全国有数の農林水産業の県である本県にとって、これからの農林水産物・食品の輸出促進が、本県産業の発展に大きく寄与すると思っております。

そこで、本県の農林水産物・食品の輸出促進戦略について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県では、国際・経済交流や多文化共生社会づくりなど、グローバル関連施策を推進するため、「みやざきグローバルプラン」を策定し、その中で、「グローバル経済交流の強化」を施策の柱の一つと位置づけ、県内生産品の輸出促進に取り組んでおります。

特に、本県が強みを持つ農林水産物・食品については、今年6月に改定した同プランにおいて、輸出額を令和3年の約187.5億円から、令和8年までに210億円に拡大する目標を設定したところです。

同プランでは、輸出先国の市場に対応した商品づくり、またデジタル化の進展に対応した新たな販路開拓・拡大等を促進することとしており、目標達成に向け、関係機関と連携しながら、戦略的に施策を展開してまいります。

○野崎幸士議員 日本からの輸出先1位の中国が、先般、東京電力福島第一原子力発電所にたまる処理水の海への放出を受けて、日本産の水産物の輸入を全面的に停止し、今後、様々な影響が生じることが懸念されますが、輸出促進がこれからの農林水産業に大きな支えになることは間違いのないと思っておりますので、みやざきグローバルプランの目標達成に向けて、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

さて、本県の輸出促進においては、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会において、関係

者一体となって取組を進められておられるようですが、みやぎ「食と農」海外輸出促進協議会の会長を務めておられる日隈副知事に、これからの農畜水産物の輸出拡大に向けての意気込みをお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 本県農畜水産物につきましては、4月に開催されましたG7宮崎農業大臣会合におきましても、宮崎牛をはじめ高い評価をいただき、改めて世界に通用するものと、自信を深めたところであります。

今後、コロナ後における経済活動再開の機を逃さず、輸出拡大に取り組んでいく必要があるものと考えております。

具体的には、宮崎牛では「おいしさ日本一！」を前面に押し出したプロモーションの実施や、キンカンでは、春節の時期に合わせたアジア圏での販路拡大に加えて、中近東のドバイなど新たな市場の開拓にも取り組んでまいります。

さらに、10月に開催されます宮崎県人会世界大会や、国際定期便の運航再開などを追い風に、輸出先国のニーズに合う戦略を取りながら、積極的なPR等の展開に取り組み、一層の輸出拡大につなげてまいります。

○野崎幸士議員 本県で開催される国際的な催しなど、あらゆる場面において輸出促進につながる仕掛けを講じていただくことを要望します。

次に、土木行政について質問します。

まず、盛土規制法についてであります。

令和3年7月、静岡県熱海市で、大雨によって違法盛土が崩壊し、大規模な土石流により、甚大な人的・住家被害が発生しました。

このような危険な盛土について、法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在してい

ることを踏まえ、今年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。

本県においても、今年の台風第14号の大雨により、美郷町において、県が地滑り防止工事の際に造成した盛土の一部が崩れ、土石流が発生しています。

今後、県では、新たな法律により、規制区域を指定していくことが見込まれます。熱海市で発生した被害を繰り返さないためにも、隙間がないよう規制していくことが重要と考えますが、盛土規制法における規制区域の指定に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 盛土規制法に基づく規制区域につきましては、危険な盛土から人命や財産を守るため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得る区域を、県と中核市である宮崎市において指定することになります。

このため、昨年度末から、人家の密集度や地形条件などに応じた異なる2つの区域を設定するための基礎調査に取り組んでおり、現時点では、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、県内ほぼ全域がいずれかの規制区域になる見込みであります。

県としましては、今年度中に基礎調査の結果を取りまとめ、来年度に市町村長への意見聴取やパブリックコメントを実施した後、規制区域の事前公表を経て、令和7年度に規制区域を指定する予定としております。

○野崎幸士議員 令和7年度の規制区域の指定に向けて、しっかりと取組を進めていただくよう要望します。

この盛土規制法による規制区域の指定後は、盛土等を行う際に、様々な制約がかかることに

なると思いますが、規制区域の指定後に新たに必要となる手続とその周知について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う事業者は、あらかじめ知事または宮崎市長への届出や許可が必要となります。

許可申請において、技術的基準への適合や、土地所有者の同意等が必要となり、許可された後も、工事期間中の定期報告や検査を受けることとなります。

また、規制区域内の土地所有者等に対しましては、過去の盛土を含め、常に安全な状態を維持する責務が生じます。

このようなことから、現在、事業者となり得る建設業協会等を訪問し、法の趣旨、許可手続等についての説明や意見交換を行っているところであります。

県としましては、今後とも、規制内容について広く県民への周知に努めながら、危険な盛土等を防止する取組を関係部局と連携して進めてまいります。

○野崎幸士議員 盛土規制法の趣旨等、周知をしてもらい、無届けの盛土や危険な盛土等を防ぐ取組を、関係部局と連携してしっかりと進めていただくよう要望します。

続きまして、国土強靱化についてですが、国土強靱化対策が積極的に進められるようになった、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を生かすべく、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、翌年6月には、同法に基づき、国土強靱化基本計画が策定されました。

その後、平成30年に発生した西日本豪雨や台風第21号等の被害を受け、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定さ

れました。

平成30年度から令和2年度まで実施された3か年緊急対策では、約7兆円の予算で集中的に重要インフラ等の工事が進められました。

政府は、この期日を令和7年度まで延長し、約15兆円の予算で、現在、国土強靱化5か年加速化対策として、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化への対応や、激甚化する風水害や大規模地震等への対策等を中心に、追加的に必要な対策を実行していますが、これまでの国土強靱化3か年緊急対策、また追加された5か年加速化対策の取組状況と、その成果をどのように捉えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 国土強靱化の3か年緊急対策につきましては、河川の浸水対策や道路ののり面対策、橋梁や港湾岸壁の耐震対策などに取り組み、5か年加速化対策では、新たに高速道路のミッシングリンク解消や、インフラ老朽化対策などを加え、様々な取組を行っているところであります。

これらの成果としましては、昨年の台風第14号では、過去の同規模の降水量に対し、家屋の浸水戸数が減少したことや、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通をはじめとする高速道路の整備の促進、橋梁の老朽化対策が前倒しになるなど、県土の強靱化は着実に進んでいると認識しておりますが、いまだその取組は道半ばであります。

今後とも、必要な予算確保に努め、国土強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、国土強靱化に関する全ての事業にしっかりと取り組んでいただくことを要望します。

現在、進められている5か年加速化対策は、

年次計画において3年目となる令和5年度までに約9.9兆円の事業規模となっているようですが、予算規模総額15兆円の約3分の2が執行されることを鑑みると、残りの予算措置に不安を抱きますし、残り3か年という短い時間で、県土強靱化に必要な取組を全て実現することはできず、中長期的な視点に立った目標、計画に基づいた対策を今後とも着実に進めていくことが必要であると考えます。国土強靱化5か年加速化対策後も県土の強靱化を持続的・安定的に着実に進めることが重要と考えますが、必要な予算の確保に向けた考え、取組について、佐藤副知事にその思いをお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 国土強靱化は、大規模自然災害から人命や財産、生活を守り、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための国家百年の大計であり、持続可能な社会を形成する上でも、欠かすことのできない取組であると認識しております。

私は先月、昨年度の台風の被災地を訪問しました。災害復旧箇所が工事中に再度被災する等、本県は風水害や土砂災害等の自然災害の影響を受けやすく、さらなる強靱化が必要であるということを実感いたしました。

このようなことから、県民の命と暮らしを守るために、県土の強靱化を5か年加速化対策後も、国で策定予定の国土強靱化実施中期計画の下で、持続的・安定的に推進することが重要であるというように、思いを強くしたところでございます。

私としましては、徹底した現場主義の下、これまでの経験や人脈を最大限に生かし、県土の強靱化に必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 国土交通省で培われたこれま

での経験を生かし、安全・安心な県土を構築していただけるよう、佐藤副知事にはエールを送ります。

次に、建築行政の取組について質問します。

まず、木造住宅の耐震化についてですが、過去に起きた熊本地震では、住家被害は全壊8,667棟、半壊3万4,719棟に上り、阪神・淡路大震災では、全壊が約10万5,000棟、半壊が約14万4,000棟に達しました。

この阪神・淡路大震災で死亡された方の約4分の3は、倒壊した家屋による圧死・窒息によるものと言われ、その大多数が古い木造住宅であったとされています。

この阪神・淡路大震災をきっかけに、過去の大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月に耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）が施行されましたが、木造住宅の耐震化の現状と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 本県において、昭和56年改正の耐震基準を満たす住宅の耐震化率は、令和2年度末で約84%であり、そのうち木造住宅の耐震化率は約79%となっております。

このような中、県では、令和7年度末の目標とします住宅の耐震化率90%達成に向け、市町村を通じて補助事業の活用を促すなど、重点的に木造住宅の耐震化を推進しております。

しかしながら、耐震改修が必要となる木造住宅の所有者は高齢者が多く、工事費用に負担を感じたり、耐震化の必要性の認識が薄いなどの実情があります。

このため、県としましては、耐震化の重要性の啓発や補助制度の周知、必要な予算の確保など、今後とも、市町村と連携して、住宅の耐震

化に積極的に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 啓発・周知等にしっかり取り組んでいただき、木造住宅の耐震化を推進していただくよう要望します。

住宅関連で問題が深刻化しているのが空き家問題です。空き家が増え続ける背景には、長寿化、持家率の高さ、核家族化が連動していることがあります。

人口の多い団塊の世代は持家率が86%以上と言われ、2025年問題にあるように、残り2年でその世代が75歳以上の後期高齢者となります。

また、2025年以降、日本では毎年150万人以上が亡くなる多死社会となり、今後、空き家はさらに増えていくことが懸念されます。

国としてもこの問題に対処すべく、平成27年2月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、来年4月から相続登記が義務化されますが、県として空き家対策についてどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村は、空家等対策計画を策定し、この計画に基づき空き家の活用や除却等の対策を行い、県は、市町村に対する助言や援助を行うこととされております。

このため県では「市町村空き家連絡調整会議」などにより、先進的な取組の情報提供等を行っているところであります。

また、空き家対策を円滑に進めるため、国は今年6月に法律を改正し、緊急時における危険な空き家の除却等の対策を強化する予定であることから、県としましては、国からの新たな情報の収集や提供など必要な支援を行い、引き続き市町村と連携を図り、良好な居住環境の確保

に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 空き家とは異なりますが、木造建築物の耐震化の重要性について考えさせられた出来事として、今年7月に宮崎市で発生した青空ショッピングセンターの事案がありました。住民の安全・安心な生活、地域をつくる上でも、しっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、警察行政の取組について質問します。

まず、自転車事故対策についてです。

自転車事故の状況は、全国的には2年連続で増加し、全体の事故の中で、自転車に関連している事故の割合も増加傾向にあるようです。

こういった状況を背景に、今年4月に改正道路交通法が施行され、自転車を利用する人のヘルメット着用が努力義務になりました。

公布から施行まで約1年間の中で、各都道府県の警察でヘルメット着用に向けた普及活動が行われているようですが、本県における自転車事故の発生状況と、自転車ヘルメット着用促進に向けた取組について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 昨年の県内の自転車事故発生件数は413件で、平成21年の1,693件をピークに年々減少しております。

全事故に占める自転車事故の割合は、昨年は10.9%で、平成21年の15.4%と比較すると減少傾向にあります。

一方で、過去10年間の自転車乗車中の死者を見てみますと、死者33人のうち約7割に当たる23人が頭部を負傷しており、そのうちヘルメット着用は1人だけでした。

自転車ヘルメット着用促進の取組につきましては、テレビ、新聞、SNS等による積極的な広報啓発を行っておりますけれども、自転車事

故に関しましては、特に高校生の関与する割合が28%以上と極めて高いことから、学校等の関係機関・団体と連携しつつ、交通安全教室等の機会を通じて着用の促進を図ってまいります。

○野崎幸士議員 先月、宮崎市大塚町の県道で高校生が、そして宮崎市高岡町の国道で女性が、いずれも車と自転車の事故によって亡くなりました。心から御冥福をお祈りいたします。

県においては、9月8日に県警と協力して、朝の通勤時間に県庁駐輪場においてヘルメット着用の呼びかけ、啓発チラシの配布を実施しました。先ほどのような悲しい事故が起きないように、自分の身を守るという観点から、ヘルメット着用を強く推進していただきますよう要望いたします。

次に、高齢運転者による交通事故対策について質問します。

昨今、全国的に高齢運転者による重大事故が大きな社会問題になっています。

高齢化が進展する我が国において、75歳以上、80歳以上の運転免許保有者数は年々増加しており、令和3年には75歳以上の運転免許保有者数が600万人を超えました。

高齢運転者の事故の原因として特に多いのが、ブレーキとアクセルの踏み間違い等の運転操作ミスです。

本県における高齢運転者の交通事故発生状況について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の高齢運転者による交通事故発生件数は、令和4年から過去5年間を見ますと、平成30年の1,920件をピークに年々減少しております。

また、死者につきましては、令和元年の19人をピークに、令和3年は7人にまで減少しました。

昨年の県内の高齢運転者による交通事故発生件数は1,124件で、対前年比で192件減少しましたが、全事故に占める割合は29.6%と、高齢運転者の事故統計を開始した平成18年以降、最も高くなりました。

また、高齢運転者による事故の死者は11人で、前年対比で4人増えております。

警察では、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題であると認識しており、制限運転の普及促進や、安全運転相談の充実、免許の自主返納者への支援等の対策を推進し、交通事故防止に努めてまいります。

○野崎幸士議員 本県においても事故件数が減少する中で、高齢運転者による事故の割合は高止まりにあるようです。全国と同様、本県も高齢者の運転免許保有者が増加しており、今後この傾向は続くと推測できます。

このような中、本県では、ここ数年、毎年4,000～5,000人の高齢者が免許証を自主返納されているようですが、仕事や買物、通院など、移動手段として車の必要性が大きい特に中山間地域等においては、返納が難しい現状です。

そこで、本県では、令和元年5月から、高齢者が天候や時間、体調に応じて自分自身で決めたルールで運転する制限運転の取組が進められており、県警の制限運転の受付箇所を増やすなどの取組により、その人数は増えているとのことでした。

引き続き、高齢運転者の事故のリスクを減らし、少しでも長く安全運転を続けられるよう、しっかり取り組んでいくことを要望いたします。

次に、少年犯罪について質問します。

令和4年版警察白書によりますと、刑法犯少

年の検挙人員は、18年連続の減少となっており、少子化もその要因の一つかもしれませんが、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は2.2人と、成人と比べて引き続き高い水準にあるようです。

県内における少年犯罪の現状と今後の非行防止への取組について、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 県内における少年犯罪につきましては、令和5年7月末現在、134人を検挙しており、前年比36人増となっております。

このうち、万引きなどの窃盗が54人と、全体の40%を占めており、本年の特徴といたしましては、複数の少年らが共謀し、出会い系サイトなどを通じて被害者を呼び出して金品を要求する事件や、少年による大麻事犯の検挙も増加しております。

警察といたしましては、非行情勢を踏まえ、学校当局と連携した非行防止教室や薬物乱用防止教室のほか、地域の防犯ボランティアと連携した少年補導活動などにより、非行少年を生まない社会づくり活動を推進してまいります。

○野崎幸士議員 時代かもしれませんが、私が若い頃は、薬物とかSNS関連の少年犯罪をほとんど耳にしなかったんですが、本当に今の犯罪は多様化していると感じます。

昨今、商業施設開業など再開発が進み、コロナ禍の行動制限が緩む中、今年に入って、宮崎駅東口から文化の森公園にかけて発生した、少年等による事件の報道をよく耳にします。

また、若者のたまり場となっている宮崎駅周辺ですが、再開発が進められる中、その周辺を見ると、宮崎駅西口には交番が設置されていますが、東口には警察施設がありません。

警察も治安改善に向け、様々な取組を行われているようですが、宮崎駅周辺における少年非行等の現状と対策、今後の課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 文化の森公園も含めた宮崎駅周辺では、少年による傷害や恐喝などが発生するとともに、少年蝟集などによる治安悪化が懸念されているところであります。

警察では、新設いたしました自動車警ら隊も投入し、パトカーを常駐させての警戒活動などのほか、宮崎北警察署が主体となり、教育関係機関や宮崎駅周辺の企業・店舗関係者らによる総合対策会議を開催し、官民一体となった取組を進めております。

引き続き、治安改善に向けた対策を講じてまいります。議員御指摘のとおり、宮崎駅東口には警察施設がない現状でありますので、今後の治安情勢を踏まえながら、活動拠点についても検討してまいります。

○野崎幸士議員 総合対策会議の報告によると、宮崎駅周辺の刑法犯認知件数が前年同期比で約3割減ったとのことで、官民一体となった取組の成果だと思います。

青少年がかげがえのない人生を誤ることなく健全に歩んでいけるよう、少年犯罪防止に御尽力いただきますよう要望いたします。

次に、サイバー対策について質問します。

デジタル化の進展に伴い、データを不正に暗号化し、復元と引換えに身代金を要求するランサムウェアによる被害や、匿名性が高いダークウェブを利用した闇バイトの募集や違法薬物等の取引など、様々なサイバー犯罪が増加しており、本県においても、サイバー空間の脅威が深刻なものとなっています。

この脅威に対処すべく、県警においては、生

活安全部内にサイバー犯罪対策課が設置されましたが、通信インフラの多様化を踏まえると、優秀な人材の確保や育成、さらには、県警が一体となった対処体制の整備が必要であると考えます。

そこで、サイバー空間の脅威に対する警察の対策と今後の課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 現在のサイバー事案は、国境を越え、進化する情報通信技術が、様々な犯罪に悪用されている現状にあります。

そのため、本県警察では、関係部門が一体となって事案に対処するとともに、警察庁サイバー特別捜査隊と連携するなど、組織的な捜査を推進しているところであります。

また、これらの捜査を支えるサイバー人財の確保・育成を図るため、情報工学の枠での採用制度の導入や、サイバー研修制度の充実などに取り組んでおります。

今後とも、変容するサイバー空間の脅威に的確に対処するためには、警察が保有するリソースの有効活用が必要であると考えておりますので、既存の体制をベースに、部門横断的な体制の拡充を検討してまいります。

○野崎幸士議員 目に見えない脅威ですので、県民への啓発・周知活動も含め、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

次に、医療・福祉行政の取組について質問します。

まず、熱中症対策についてです。

熱中症は様々な生活の場面において発生し、全国の死者数の推移を見ますと、平成13年から平成17年までの年平均死亡者数に比べ、平成28年から令和2年までの年平均死亡者数は3倍以

上に増えています。

特に近年は、65歳以上の高齢者が8割を超えている状況ですが、本県の熱中症の現状と、特に高齢者をはじめとした予防啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県の今年5月1日から8月27日までの熱中症による救急搬送人員は、速報値で754名と、前年同時期より33名多く、また、17名の方が重症と診断されています。

年齢区分別では、18歳未満が11.9%、18歳以上65歳未満が28.8%、65歳以上が59.3%となっています。高齢者が半数以上を占めており、暑さや水分不足に対する感覚機能の低下により、特に注意が必要であるとされています。

県としましては、引き続き、市町村等と連携しながら、各種広報媒体を活用し、適切な室温管理や小まめな水分補給、高齢者をはじめとする周囲の人たちへの目配りや声かけ等、熱中症予防の啓発に努めてまいります。

○野崎幸士議員 引き続き、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

こういった現状の中で、今年の7月に山形県の女子中学生が、部活動を終え、帰宅途中に熱中症の疑いで病院に搬送され、その後、死亡しています。

また8月には、北海道女子児童が体育の授業中に倒れ、死亡する事案も発生していますが、本県における学校での熱中症の現状とその対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校では、これまでも熱中症対策としまして、暑さ指数の測定による活動の判断や運動量の調整、健康観察、適切な水分・塩分の補給等、子供の命を守るための取組を行ってまいりました。

さらに、昨今の気候変動にも鑑み、県教育委員会では、昨年6月に「学校における熱中症対策ガイドライン」を作成し、周知しております。

そのような中、昨年度は2件、熱中症による緊急搬送がありました。いずれも軽度の症状で、その日のうちに帰宅しております。

これらの状況を踏まえ、今年度当初、熱中症の事故防止やガイドラインの活用について、再度、通知をしております。

ちなみに、今年度の現時点では、この夏、1件の緊急搬送がありまして、改めて2学期当初に通知をし、熱中症対策のさらなる徹底を図ったところでもあります。

○野崎幸士議員 まだまだ残暑が続くと思われまますので、効果的な普及啓発や注意喚起に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、感染症対策について質問します。

人類史上まれに見る巨大災害となった新型コロナウイルス、毎年感染が懸念される季節性インフルエンザ、この夏、本県でも流行したヘルパンギーナ、マダニが媒介するSFTSなどの感染症ですが、今年の夏を中心に、そのおのおのの感染が幾度となく報じられました。

今後もコロナをはじめ様々な感染症の流行が懸念され、県民への注意喚起が重要だと思われまますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、感染症の発生動向の把握と、県民への速やかな情報提供を行うため、発生動向調査を実施し、感染症週報により公表しております。

特に、新型コロナ対策では、感染拡大時に知事会見を行うなど県民に注意喚起するとともに、感染状況を分かりやすくお伝えするため、

県独自の取組として、圏域ごとに流行状況を色分けし、また、県全体の推計患者数を示しております。

さらに、手洗いや換気など基本的な感染対策について、新聞やラジオ等を通じて周知しております。

その他、インフルエンザや子供の感染症については、流行状況に応じて注意報や警報を発表するとともに、SFTSなどのマダニ感染症については、ダニの活動が活発になる春から秋にかけて啓発を強化するなど、流行が懸念される時期に合わせて、随時、県の様々な広報媒体を通じて注意喚起を行っております。

○野崎幸士議員 各感染症においては、本県でも重症化や亡くなられる方もいますので、注意喚起や予防対策の周知等をしっかり行っていただくことを要望します。

次に、看護師の特定行為について質問します。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、住まいを中心に、生活支援・介護・医療、そして予防が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

担当課にその進捗状況をお聞きしたところ、ほぼ全県的に中学校区単位でその構築は終わっているとのことでしたので、住民に対して、その周知等を行っていただくよう要望します。

このように、病院から在宅への流れの中で、地域づくりと並行して在宅医療も進められていますが、医師や看護師不足が懸念され、特に看護師の役割拡大が重要視されています。

今後の在宅医療などを支えるために、医師があらかじめ作成した手順書により、特定行為を行える看護師の研修が進められているわけですが、看護師の特定行為研修に関する本県のこれ

までの取組と現在の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 特定行為研修制度を推進するため、県では令和2年11月に、大学や医師会、看護協会等の関係機関と推進検討会を設置し、医療機関等へのアンケートを通じた課題等の把握や制度の周知に取り組むほか、研修参加にかかる費用の支援を行ってまいりました。

また、特定行為の研修機関等に対しては、初年度の運営費や備品購入など開設準備経費の支援を行っており、令和5年7月現在、県内の指定研修機関は3施設、研修修了者は26名となったところであります。

県としましては、今後とも関係機関等と連携して、医療機関の管理者等に対し、看護師の特定行為の意義やメリット等の周知を図るなど、引き続き、研修修了者の増加と研修機関の拡充に努めてまいります。

○野崎幸士議員 今後の医療福祉を充実させる中で、この看護師による特定行為は必ずその必要性が高まりますので、さらなる研修修了者の確保を進めていただくよう要望します。

次に、特定行為研修を修了した看護師の活用について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 特定行為研修を修了した看護師は、胃瘻チューブの交換など、医師の指示を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき、一定の診療の補助を行うことが可能となります。

このため、医療・介護のニーズが高まる中、特にその役割が期待される在宅療養や介護施設をはじめ、医療機関における看護師の資質向上やチーム医療の推進、さらには、医師の働き方

改革に伴うタスクシフトの推進など、本県の地域医療に寄与するものと考えております。

また、専門的できめ細かな医療・看護の提供は、患者や家族の医療満足度の向上や安心感にもつながることから、県としましては、特定行為研修を修了した看護師が県内各地で活躍できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 在宅医療を中心に地域医療での活躍が大いに期待されますので、今後の育成と活躍できる場の確保に取り組んでいただくよう要望します。

このように新たな地域医療体制を構築しながら、持続可能な地域づくりで重要なのは、その地域に若者が暮らし続け、移住者が増加することです。そのためには、地域で安心して暮らすための教育や医療などの環境が整っていることが必要です。

特に医療環境を鑑みますと、地域によっては産科医がいなくなってしまうと、住んでいる地域でお産ができなくなったとか、小児科医が高齢になってきて、夜間の診療対応が難しくなってきたなど、これまで受けられた医療も今後は受けられなくなったりするのではないかと危惧しています。

このように、地域医療の格差が生じるべきではないと思いますし、その解消に向けての取組こそが持続可能な地域づくりにつながり、さらに本県の発展につながると思います。

そこで、県民誰もが安心して医療を受けられる体制の構築に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は九州唯一の医師少数県でありまして、県央に医師が集中する地域間の偏在、また小児科・産科等の特定診療科

の医師不足など、大きな課題となっております。

このため、小児科、産科等を目指す医師への専門研修資金の貸与や、産科医の処遇改善のための支援を行うとともに、医師のキャリア形成プログラムに基づき、地域枠医師の派遣調整等を通じた医師の地域偏在の是正に取り組んでいるところであります。

また、ドクターヘリやドクターカーを活用した救急医療体制を整備するとともに、中山間地域におけるICTを活用した遠隔診療支援システムの構築や、オンライン診療の導入を支援するなど、地域医療体制の機能強化を進めているところであります。

今後とも、県民誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられるような体制を築くことができるよう、引き続き、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 本当に難しい問題とは思いますが、県民の安心な生活、そして本県の発展のためには、医療体制の充実が不可欠なので、引き続きしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、医療的ケア児について質問します。

現在、本県での医療的ケア児は192名と伺っており、全国でも医療的ケア児が増加している状況です。

こういった中、医療的ケア児を育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で、医療的ケア児支援法が2年前に施行され、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を担うことが明文化されました。

本県においても、医療的ケア児支援法の施行に伴い、昨年7月に県立こども療育センター内

に医療的ケア児支援センターを開設し、様々な対応をされていると思いますが、その相談対応の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児支援センターにおきましては、医療的ケア児の保護者等からの相談をワンストップで受け止め、適切な支援機関への橋渡しを行うなどの相談対応を行っており、昨年7月の開設から今年6月末までの1年間で、保護者や医療機関、福祉事業所等から合わせて106件の相談が寄せられているところであります。

主な内容として、「子供を預けられる事業所を知りたい」「入園、入学において不安がある」「退院後に受けられる生活支援を知りたい」といった保護者等からの相談が多く、このような相談に対し、センターに配置された保健師等が、受入れ可能な事業所の紹介や、教育委員会等を交えたケース会議を実施するなど、地域の関係機関と連携しながら対応しているところであります。

○野崎幸士議員 この支援センターの存在は、本当に保護者の方にとって心強い存在ですし、今まで悩んでいた、また諦めていたことの相談の解決に結びついていますので、これからも支援の取組をしっかりと行っていただくよう要望します。

このように、医療的ケア児に対する法整備や、それに伴う様々な支援体制が進められていますが、今後、本県において医療的ケア児とその家族への支援をどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 医療的ケア児やその御家族は、生活の中で様々な不安を抱えながら過ごされており、医療的ケア児支援セン

ターなどに届いた声にしっかりと寄り添い、必要な支援につなげていくことが重要であります。

このため、県としましては、医療的ケア児支援センターを中心とした地域におけるきめ細かな支援体制を構築するため、相談支援の調整役を担う「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修を実施しており、全ての市町村に対し、配置を働きかけているところであります。

また、引き続き、施設や設備への補助による短期入所施設等の充実や、医療的ケア児に対応できる小児科医の育成などを進め、関係する皆様が身近な地域で安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 医療的ケアは24時間体制で行う必要があるため、介護をする家族は慢性的な睡眠不足や疲労感にさいなまれます。このような状況が軽減され、医療的ケア児がいる家族でも身近な地域で安心して生活ができるよう、しっかり取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、親亡き後の問題について質問します。

障がいがある子を持つ親が常に心配し、悩ましい問題として、親が亡くなった後の我が子の生活支援や財産管理等の問題が挙げられます。

このような問題の解決策の一つに成年後見制度があり、本県においても、この制度の利用を含め、障がいのある子を持つ親への大きな心配や悩みに寄り添った取組が必要と強く考えますが、本県における親亡き後の問題への取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がいのある方の親亡き後の生活は、本人やその御家族にとって大変切実な問題であり、県では、居住の場であるグループホームの整備に対する補助

や、地域での生活や就労に関する相談支援体制の整備等を行っております。

また、障がいのある方の財産保護と権利擁護を図る上で、成年後見制度は有効な手段でありますことから、成年後見制度の申立てや後見人の報酬等に要する経費を補助する市町村への支援を行うとともに、後見業務を適正に担うことができる法人や、弁護士等の専門職以外で地域の身近な存在として業務を行う市民後見人の養成研修なども実施しております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支えるための取組を推進してまいります。

○野崎幸士議員 親が元気なうちに、いかに亡き後の対策を備えておくかということが重要です。制度の周知や受皿となる施設の整備等、障がいを持つ方、また、その親が安心して生活できる社会づくりのために尽力していただくよう要望します。

次に、老老介護について質問します。

昨年の国民生活基礎調査を見てみますと、65歳以上で構成される高齢者世帯の夫婦のみの世帯、単独世帯、また要介護者との同居割合も年々増加傾向にあります。このような背景からも、介護者と要介護者がともに65歳以上のいわゆる老老介護が、高齢社会の大きな問題の一つになっています。

こうした社会の中で、昨年の11月、82歳の夫が約40年間介護を続けてきた79歳の妻を、神奈川県大磯町の海に車椅子ごと突き落として殺害する事件が起きました。

被告である夫は、「妻が脳梗塞で倒れて左半身不随になってから、体が続く限り1人で介護すると決意した。その気持ちは揺らぐことはなかったし、今でも変わらない」と法廷で述べて

います。

2人で仲よく生活を続ける中、妻の体の機能が急激に低下し、それまで1人でできていた車椅子の乗り降りが難しくなりました。被告は体力も落ち始めたこともあり、この頃から妻と無理心中を考え始めるようになったと話しています。

その後、様々な事態を知った長男が費用を負担して、被害者は施設に入所することが決まりましたが、このことが被告に妻の殺害を決意させるきっかけになったと見られています。

およそ40年にわたって妻の身の回りの世話を全てほぼ1人で担ってきた被告は、「自分は頑固者で、人の意見を聞かない性格で、誰にも迷惑をかけないで1人で面倒を見るという意識があった。なぜ息子やケアマネジャーに本音をぶつけて相談しなかったのか」と後悔を口にしたそうです。本当に痛ましい事件だと思います。

本県でも全国と同様に、夫婦のみや単独の高齢者世帯が増え、老老介護の割合も今後増えていくと思われま

す。そこで、老老介護の課題と、介護を行う高齢者の負担を減らすためにどのような支援をしているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 老老介護は、主な介護者が高齢者であることから、介護に係る負担により体調を崩しやすい、また周囲に助けを求めることに抵抗があるなどの課題があると認識しております。

このため各市町村では、地域の通いの場の運営や、相談支援機能を持つ地域包括支援センターを設置するとともに、高齢者の家庭を定期的に訪問するなど、問題を抱え込み、孤立しないよう努めているところです。

また、県では、老老介護対策の先進事例を取

集し、その横展開を図るとともに、地域包括支援センター職員やケアマネジャーの研修会の開催等により、市町村の取組を支援しております。

今後、増加が見込まれる高齢の介護者の不安を受け止め、負担を軽減することは大変重要でありますので、引き続き、市町村や関係機関との連携を強化してまいります。

○野崎幸士議員 誰一人取り残すことのないよう、その相談支援体制の構築を確実に進めていただくよう要望します。

先ほどの神奈川県的事件ですが、知事はこの事件をどう感じておられるのか、また、本県の高齢社会をどう支えていかれようとしているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この事件の報道に接するたびに、胸が塞がる思いがしておりました。

およそ40年の長きにわたり、家族や専門家の支援を断り、1人で妻の介護を続けておられた夫の苦勞、過酷さは、想像を絶するものであったろうと思われま

すが、一方で、1人の貴い命が奪われるという重大な結末に至ったことは、誠に残念なことであり、あつてはならないことだと考えております。

今回の事件は、少子高齢化が大きな問題となる中、介護や社会の在り方について、改めて考えさせられるものでありました。

本県におきましては、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおりまして、これまで「地域包括ケアシステム」の構築や、それを支える介護人材の確保、医療・介護基盤の整備などに取り組んでまいりました。

今後さらに、高齢夫婦のみの世帯や独居高齢者などの世帯が増加すると、社会、また地域の在り方が大きく変容することが想定されるところ

るであります。こうした福祉の分野においても、防災の分野においても、家族、親族も含めてであります。隣近所などと普段から接する、日常的なコミュニケーションの大切さというのを改めて感じております。

県といたしましては、高齢者を含め全ての県民の皆様が孤立することなく、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを推進し、本県の高齢社会を支えてまいります。

○野崎幸士議員 この事件の状況、結末は、海に突き落とされた瞬間、妻は「嫌だ」と大きな声で叫んだということです。妻はまさか海に突き落とされるとは全く思っていなかったのだと思います。本当に深刻で、いろいろと考えさせられる事件です。

以上、各項目をるる質問させていただきましたが、知事が打ち出した「宮崎再生」、表向きはコロナ禍前の社会に戻り始めたように感じられますが、コロナ禍中の借入れの返済や、先ほどの事件のように、新型コロナがなかったとしても、社会変化の中で起きる様々な問題を鑑みれば、「中心部だけでなく、地方の隅々までの均衡ある発展」と「誰一人とも、どの地域も取り残さない」政策実現こそが「宮崎再生」だと思います。

歌手の坂本九さんの歌にありますように、「上を向いて歩こう、涙がこぼれないように」、涙が、県民が抱えている悩みや痛みといった問題、要望だとしたら、その涙がこぼれないように、顔を上に向かせるのは政治と行政の役目、優しく背中を押し、希望を持って一歩ずつ歩かせるのも政治と行政の役目だという思いをお伝えして、代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時57分散会

